

08504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 30 年 8 月 28 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

 店 区域 順路 枚番
 04 006 129

 毎日新聞 領収証
 No. 13
 ご愛顧ありがとうございます

公明党大阪市議員団 様

銘	柄	部数	金 額
日経新聞		1	4,538
大阪日日新聞		1	1,899
消費税			513
合計金額			6,950

2018年 8月分

左記金額正に領収いたしました

 毎日新聞みなと販売所
 大阪市港区磯路2-15-4
 06-6571-1640

お支払には、クレジット自動振替もごさいます



領収書等貼付用紙

整理番号

09501

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,037 円
	支出年月日 平成 30 年 9 月 10 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 読売新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年9月10日のご利用代金明細表

2018年8月25日 発行

お名前 西 徳人 様

金融機関

近畿大阪銀行

お支払い日 2018年9月10日 (月)

支店

九条支店

お支払い合計額 33,995円

科目

普通

dカード GOLD

口座番号

カスタマー番号
(サービス名称/
加入・切替日)

2017年9月22日

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)	(内手数料)	備考
						現地通貨額	略称 換算レート 換算日	
西 徳人 様 ご利用分								(dカードGOLD)

2018/9/10

dカード | Member's Menu

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	お支払い総額			備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日
# 18/08/01	読売新聞等購読料 8月分	4,037	1	1	4,037				
西 徳 人 様 ご利用分 (dカード)									

<お支払い金額総合計>

33,995

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)
 ※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)
 ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

5

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 ([-]の表示がある場合は、お借入残高を表します。)(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	30-09-10 振替	*33,995	Dカード	
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

5

領收書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円
	支出年月日 平成 30 年 9 月 11 日
	使用者 西 徳 人

支 出 内 容 書籍代(潮)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領收書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

証 收 領

公那院大姉法義団様

30 年 9 月 11 日

[illegible]

但 9月28日 領収
上記正に領収いたしました

・内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

大興市港區將與北町鎮丁里村合併。

1



5 3 1 4 0

09503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 2,092 円
	支出年月日 平成 30 年 9 月 25 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞・グラフ代	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市会議員団港区事務所 様

 ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 9 月分

領収日 9 月 25 日

領収金額	¥ 3,979
------	---------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774
公明グラフ	205	1	205

販売店

住 所 大阪市西区本田1-10-6

TEL 06-4393-6001 FAX 06-4393-6041

お申込No.

09504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 30 年 9 月 28 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

店	区域	順路	枝番
04	006	129	


毎日新聞

領 収 証
 No. 14
 磯路2-15-6

公明党大阪市会議員団 様

銘	柄	部数	金 額
日経新聞		1	4,538
大阪日日新聞		1	1,899
消費税			513
合 計 金 額			6,950

2018 年 9 月分
 左記金額正に領収いたしました

毎日新聞
 領収印

毎日新聞みなと販売所
 大阪市港区磯路2-15-4
 06-6571-1640
 お支払には、クレジット自動振替もごさいます

領収書等貼付用紙

整理番号

10501

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 5 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 書籍代(潮)	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

公明党大阪市議員団様 30年10月5日

★ 7637

但 潮10月5日

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大阪市港区内元町3丁目番地1番地

干

店

店

電話 (06) 5314 1111

10502

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,037 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 18 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 読売新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円
	按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年10月10日のご利用代金明細表

2018年9月25日 発行

お名前	西 徳 人 様
お支払い日	2018年10月10日 (水)
お支払い合計額	37,710円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	██████████ dカード GOLD
	2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	██████████

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳 人 様	ご利用分	██████████								(dカードGOLD)

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	（お支払い総額）		（内手数料）		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
18/09/01	読売新聞等購読料 9 月分	4,037	1	1	4,037					
西 徳 人 様 ご利用分 XXXXXXXXXX （dカード）										
<お支払い金額総合計>						37,710				

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6：00～午後8：00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

想いをつなぐ、未来を形に。 *Next Future* RESONA GROUP

振込

STEP

1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
振込日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込を受付しました。
受付番号は18101700008です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 18101700008 受付日時 2018年10月17日 19:44

出金口座	大阪営業部 普通
振込依頼人名	コナリト
振込先口座	三井住友銀行 ドットコム支店 普通
受取人名	カ) 銀行口座
振込金額	37,710円
振込手数料	216円
引落合計金額	37,926円
振込指定日	10月18日

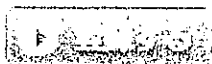
ご注意

お受取人様の口座状態によっては振込指定日での入金ができない場合があります。

振込内容が間違っている場合は「取引内容確認・取消」画面にて取消を行ってください。ただし、取消可否の欄で「可」となっている場合のみ取消可能です。

取消ができない場合は、お取引店にて組戻の手続が必要となります。

振込先を登録しますか？
登録すると次回より簡単に振込できます。



2018年10月12日

会員番号	カードの種類	ご請求額
	dカード GOLD	¥37,710

至急右記ご送金方法によりお手続き下さい。(再振替はござ
いません。また、ドコモショップでの収納はできません。)
営業時間：午前8：15～午後8：45(年末年始を除く)
ドコモカード受託センター 責任者 前田 豊

156X-A12B04A0038001

・裏面の採用紙をお近くの金胎期間または、ち配コンビニエンスストア窓口にてお待ちください。
ただ、各社宛に送金下さい。

全額が訂正されたもの及びバーコード印刷のないもの、残るといえるものは印刷済でございせん。

この用紙は、郵便局でのお取扱はできません。

金融機関開付の振込用紙をご利用の際は、必ず書き添いで裏面の「振込用紙記載の」に振替人のお名前のご記入をお願いします。(お振替コードは入力不要です。)

ATMによる自動振込をご利用になる場合も、裏面記載の「ご振替人のお名前」の入力をお願いします。(お振替コードは入力不要です。)

お振込の宛先として、金融機関またはコンビニエンスストア所定の振込手数料をご負担いただき、お振替をお願いします。

来月以降の請求書は約定年月にお客の預金口座よりお引当しをさせていただきますので、約定支払日までにご入金をお願いします。

156X-A12B04A0038001

郵便はがき

「住所やお名前の変更は早めにご連絡下さい。」

ご利用や名前の変更の届けがございませんと、更新カードや「ご利用代金明細書」などの大切な書類が届けられない場合がございます。

重要なお知らせですので、
必ず中をお読み下さい。

開付方



行一、このはがきが湿っているときは、十分に乾かしてから開けて下さい。

10503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 1,887 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 25 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市会議員団港区事務所 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 10 月分

領収日 10 月 25 日

領収金額	¥3,774
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774

販売店

住 所

TEL

お申込No.

大阪市西区本田1-10-6

06-4393-6001

FAX 06-4393-6041

領収書等貼付用紙

10504

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 29 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

店 区域 順路 枚数 04 006 129	毎日新聞 領収証 No. 14 ご購読ありがとうございます																				
公明党大阪市会議員団 様																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経新聞</td> <td></td> <td>1</td> <td>4,538</td> </tr> <tr> <td>大阪日日新聞</td> <td></td> <td>1</td> <td>1,899</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td></td> <td>513</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計 金 額</td> <td>6,950</td> </tr> </tbody> </table>	銘	柄	部数	金 額	日経新聞		1	4,538	大阪日日新聞		1	1,899	消費税			513	合 計 金 額			6,950	2018 年 10 月分 左記金額正に領収いたしました。
銘	柄	部数	金 額																		
日経新聞		1	4,538																		
大阪日日新聞		1	1,899																		
消費税			513																		
合 計 金 額			6,950																		
毎日新聞みなと販売所 大阪市港区磯路2-15-4 06-6571-1640 お支払には、クレジット自動振替もごさいます																					

11501

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円
支 出 内 容 書籍代(潮)	支出年月日 平成 30 年 11 月 5 日
	使用者 西 徳 人

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

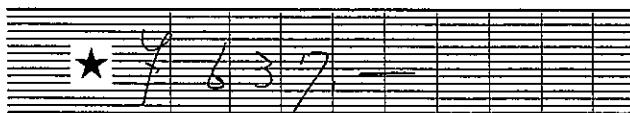
領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

30 年 11 月 5 日

公明党石巻市議員団様


 但 潮川町
 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

石巻市役所 庶務課 5314

干

書

店

GR1017

領収書等貼付用紙

整理番号 11502

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,037 円
	支出年月日 平成 30 年 11 月 12 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 読売新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円
	按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄 ※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年11月12日のご利用代金明細表

2018年10月25日 発行

お名前	西、徳人 様
お支払い日	2018年11月12日 (月)
お支払い合計額	49,259円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	カド GOLD
	2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳人 様	ご利用分									(dカード GOLD)

西 徳 人 様 ご利用分 [REDACTED] (dカード)

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

6

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)
1				
2				
3	30-11-12 振替	*49,259	Dカード	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

11503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 1,887 円
	支出年月日 平成 30 年 11 月 26 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市会議員団港区事務所 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 11 月分

領収日 11 月 26 日

領収金額	¥3,774
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774

販売店

住 所

TEL

大阪市西区本田1-10-6

06-4393-6001

FAX 06-4393-6041

お申込No.

11504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 30 年 11 月 28 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

店 区 域 順 路 持 番 04 006 129	 毎日新聞  領 収 証 感謝ありがとうございます № 13 磯路 2-15-4												
公明党大阪市議員団 様													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経新聞</td> <td>1</td> <td>4,538</td> </tr> <tr> <td>大阪日日新聞</td> <td>1</td> <td>1,899</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td>513</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部数	金 額	日経新聞	1	4,538	大阪日日新聞	1	1,899	消費税		513	2018 年 11 月分 左記金額正に領収いたしました
銘 柄	部数	金 額											
日経新聞	1	4,538											
大阪日日新聞	1	1,899											
消費税		513											
合計金額 6,950													
毎日新聞みなと販売所 大阪市港区磯路2-15-4 06-6571-1640 お支払には、クレジット自動振替もごさいます													

12501

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円
支出年月日 平成 30 年 12 月 5 日	
使用者 西 徳 人	
支 出 内 容 書籍代(潮)	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

No. _____

30年12月5日

公明党大塚市議員(付) 様

¥ 637

但潮12月5日

上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額(%)	

〒100-0001 東京都千代田区千代田3丁目6番1号

千 代 田 市 立 民 生 館

TEL 03-3252-5314

領収書等貼付用紙

整理番号 12502

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,037 円
	支出年月日 平成 30 年 12 月 10 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 読売新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄 ※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年12月10日のご利用代金明細表

2018年11月25日 発行

お名前	西 徳人 様
お支払い日	2018年12月10日 (月)
お支払い合計額	34,201円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	██████████ dカード GOLD
	2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	██████████

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳 人 様	ご利用分									(dカードGOLD)

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	（お支払い総額）		（内手数料）		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
18/11/01	読売新聞等購読料 1.1 月分	4,037	1	1	4,037					

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

6

年	月	日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引(残高) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	30	12	10	振替	*34,201	Dカー
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

12503

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		2,092 円
		支出年月日 平成 30 年 12 月 25 日
		使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞・グラフ代		

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市議員団港区事務所 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 12 月分

領収日 12月25日

領収金額 ¥3,979

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774
公明グラフ	205	1	205
			~

販売店

住 所 大阪市西区本田1-10-6

TEL 06-4393-6001 FAX 06-4393-6041

お申込No.

12504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 30 年 12 月 25 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

 店 区域 順路 枝番
 04 006 0129

 毎日新聞 領収証
 ご愛読ありがとうございます No. 014
 磯路2-14-6

公明党大阪市会議員団 様

銘 柄	部数	金 額
日経新聞	1	4900
大阪日日新聞	1	2050
合 計 金 額		¥6,950- (税込)

 2018 年 12 月分
 左記金額正に領収いたしました

 毎日新聞 みなと販売所
 大阪市港区磯路2-15-4
 TEL:06-6571-1640 FAX:06-6571-1647
 お支払にはクレジット・自動振替もごさいます。

01501

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円 支出年月日 平成 31 年 1 月 10 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 書籍代(潮)	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

No. _____

31 年 1 月 10 日

公明党大浜市議員団様

¥ 637

但 三朝 1 月号

上記正に領収いたしました

内 訳
現金
小切手
手形
消費税額 (%)

大浜市港區中河元町3丁目番18*

 干 書 店
 電話 (052) 5314

01502

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,037 円
	支出年月日 平成 31 年 1 月 10 日
支 出 内 容 読売新聞代	
使用者 西 徳 人	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年12月25日 発行

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳 人 様 ご利用分	[REDACTED]	(dカードGOLD)								

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	お支払い総額		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
18/12/01	読売新聞等購読料 12月分	4,037	1	1	4,037					
<お支払い金額総合計>					33,907					

西 徳人 様 ご利用分 (dカード)

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

6

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引 残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	31-01-10 振替	*33,907	Dカード	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

01503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 1,887 円
	支出年月日 平成 31 年 1 月 25 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市議員団港区事務所 様

 ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 1 月分

領収日 1 月 25 日

領収金額	¥3,774
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774

販売店

住 所

TEL

お申込No.

大阪市西区本田 1-10-6

06-4393-6001 FAX 06-4393-6041

領収書等貼付用紙

整理番号

01504

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円 支出年月日 平成 31 年 1 月 30 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

店 区域 順路 枝番 04 006 0129	毎日新聞 領収証 No. 014 磯路2-14-6												
公明党大阪市会議員団様													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経新聞</td> <td></td> <td>1</td> <td>4900</td> </tr> <tr> <td>大阪日日新聞</td> <td></td> <td>1</td> <td>2050</td> </tr> </tbody> </table>	銘	柄	部数	金 額	日経新聞		1	4900	大阪日日新聞		1	2050	2019 年 1 月 分 左記金額正に領収いたしました
銘	柄	部数	金 額										
日経新聞		1	4900										
大阪日日新聞		1	2050										
合 計 金 額 ¥6,950- (税込)													
毎日新聞 みなと販売所 大阪市港区磯路2-15-4 TEL: 06-6571-1640 FAX: 06-6571-1647 お支払にはクレジット・自動振替もごさいます。													



02501

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円
	支出年月日 平成 31 年 2 月 7 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 書籍代(潮)2月号	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

No. _____

31年2月7日

公明党大阪府議会議員 西 徳 人 様

¥ 637

但 潮 2月号

上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額 (%)	

大阪府大阪市東区北加賀町3丁目6番1号5

千

百

十

5 3 1 4

02502

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,400 円
	支出年月日 平成 31 年 2 月 12 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 読売新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2019年2月12日のご利用代金明細表

2019年1月25日 発行

お名前	西 徳人 様
お支払い日	2019年2月12日 (火)
お支払い合計額	32,715円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	dカード GOLD 2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

[illegible]

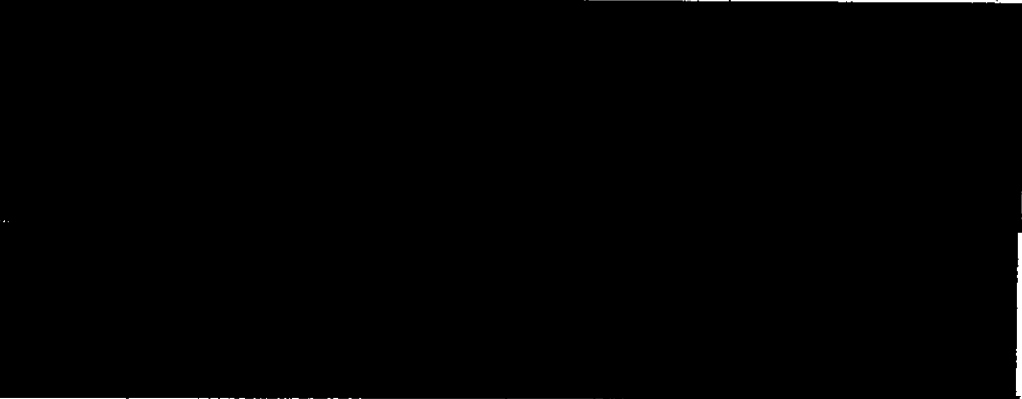
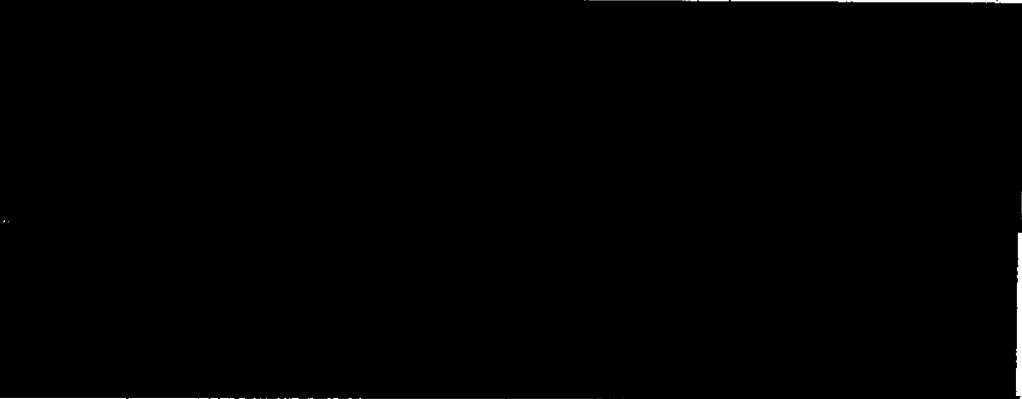
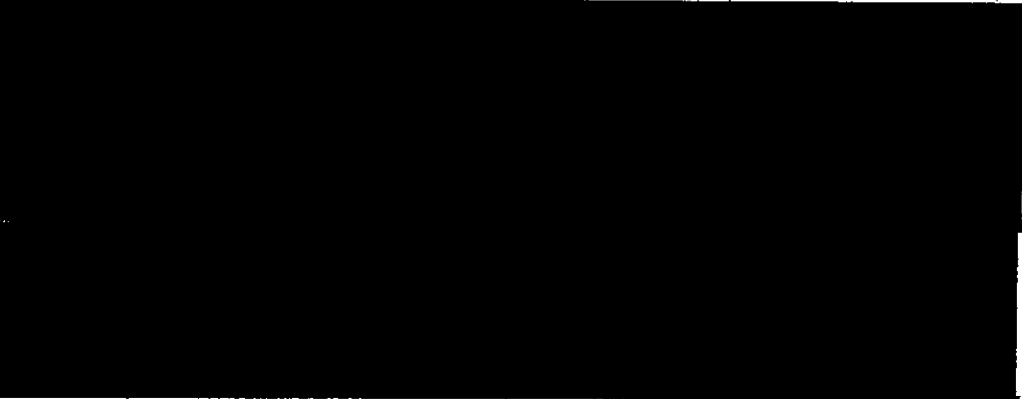
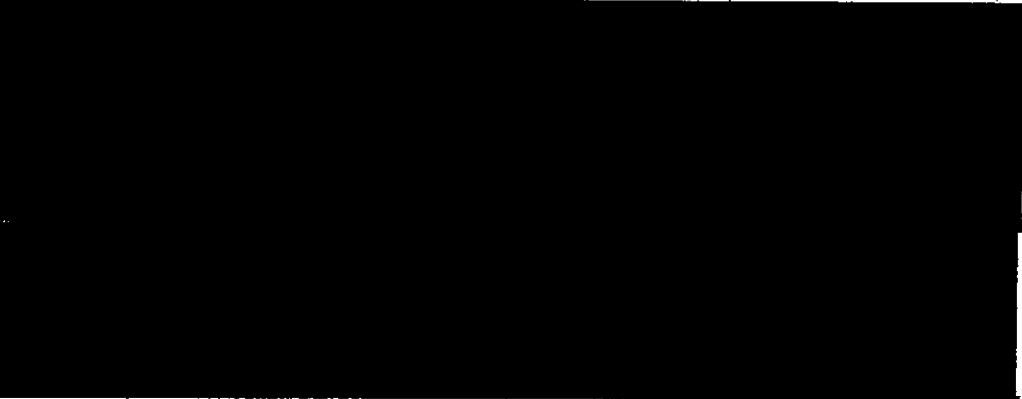
ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳人 様 ご利用分 (dカード)										
<お支払い金額総合計>						32,715				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジットカード紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

6

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引 残高 (「-」の表示がある場合は、「(円)」 (お借入残高を表します。)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12-31-02-12	振替	*32,715	Dカー	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

02503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 1,887 円
	支出年月日 平成 31 年 2 月 25 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 公明新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市議員団港区事務所 様

 ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 2 月分

領収日 2 月 25 日

領収金額	¥3,774
------	--------

品 名	定価(税別)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税別)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	2	3,774

販売店

住 所 大阪市西区本田1-10-6

TEL 06-4393-6001 FAX 06-4393-6041

お申込No.

02504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円
	支出年月日 平成 31 年 2 月 28 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

店 区域 順路 枝番 03 026 10129	毎日新聞 領収証 ご愛読ありがとうございます No. 075 磯路2-14-6									
公明党大阪市会議員団様										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経新聞</td> <td>1</td> <td>4900</td> </tr> <tr> <td>大阪日日新聞</td> <td>1</td> <td>2050</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部数	金 額	日経新聞	1	4900	大阪日日新聞	1	2050	2019 年 2 月分 左記金額正に領収いたしました
銘 柄	部数	金 額								
日経新聞	1	4900								
大阪日日新聞	1	2050								
合計金額 ¥6,950- (税込)										
毎日新聞 みなと販売所 大阪市港区磯路2-15-4 TEL: 06-6571-1640 FAX: 06-6571-1647 お支払にはクレジット・自動振替もごさいます。										

03501

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 637 円 支出年月日 平成 31 年 3 月 5 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 書籍代(潮3月号)	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領 収 証

No. _____

31 年 3 月 5 日

公明党大阪市議員団様

¥ 637

但 三潮3月号

上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額 (%)	

〒105-8501 東京都港区新橋3丁目6番1号

千 壽 店

電話 (03) 531-XXXX

03502

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 4,400 円
	支出年月日 平成 31 年 3 月 11 日
支 出 内 容 読売新聞代	
使用者 西 徳 人	

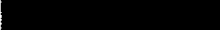
① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2019年3月11日のご利用代金明細表

2019年2月25日 発行

お名前	西 徳人 様
お支払い日	2019年3月11日 (月)
お支払い合計額	38,092円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	 dカード GOLD
	2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

[illegible]

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
19/02/01	販売新聞等購読料 2月分	4,400	1	1	4,400					
西 徳人 様 ご利用分						(dカード)				
<お支払い金額総合計>						38,092				

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6：00～午後8：00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000（午前9：00～午後8：00年中無休）

ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

6

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を意味します。)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	31-03-11 振替増額	38,092	0	
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

03503

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 2,092 円
支出年月日 平成 31 年 3 月 25 日	
使用者 西 徳 人	
支 出 内 容 公明新聞・グラフ代	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 1部のみ計上

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

新聞購読料 領 収 証

公明党大阪市議員団港区事務所 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 3 月分

領収日 3 月 25 日

領収金額	¥3,979
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	2	3,774
公明グラフ	205	1	205

販売店

住 所 大阪市西区本田1-10-6

TEL 06-4393-6001 FAX 06-4393-6041

お申込No.

03504

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 6,950 円 支出年月日 平成 31 年 3 月 28 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 日経新聞代、大阪日日新聞代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

 店 区域 順路 枝番
 03.026 0129

 毎日新聞 領収証
 ご愛読ありがとうございます No. 077

磯路2-14-6

公明党大阪市会議員団様

銘	柄	部数	金 額
日経新聞		1	4900
大阪日日新聞		1	2050
合計金額			¥6,950- (税込)

 2019 年3 月分
 左記金額正に領収いたしました

 毎日新聞 みなと販売所
 大阪市港区磯路2-15-4
 TEL:06-6571-1640 FAX:06-6571-1647
 お支払にはクレジット・自動振替もごさいます。

領収書等添付一覧

(平成 30年度)

費 目 名	広報・広聴費			
年 月 日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
平成30年4月5日	広報紙郵送代	1,440 円		04601
平成30年4月10日	一時駐車場代	5,200 円		04602
平成30年4月16日	広報用動画システム使用料	21,816 円		04603
平成30年4月23日	広報紙印刷代	15,120 円		04604
平成30年5月10日	一時駐車場代	2,800 円		05601
平成30年5月17日	案内地図掲載料	3,240 円		05602
平成30年5月17日	広報用動画システム使用料	21,816 円		05603
平成30年5月18日	広報紙郵送代	2,952 円		05604
平成30年5月21日	広報紙郵送代	14,965 円		05605
平成30年5月21日	広報紙印刷代	33,264 円		05606
平成30年6月11日	一時駐車場代	1,200 円		06601
平成30年6月18日	広報用動画システム使用料	21,816 円		06602
平成30年6月19日	一時駐車場代	400 円		06603
平成30年6月21日	広報紙印刷代	24,192 円		06604
平成30年7月10日	一時駐車場代	4,400 円		07601
平成30年7月18日	広報用動画システム使用料	21,816 円		07602
平成30年7月22日	広報紙編集代	30,000 円		07603
平成30年7月23日	広報紙印刷代	19,656 円		07604
平成30年7月24日	広報紙郵送代	410 円		07605
平成30年7月25日	広報紙郵送代	2,378 円		07606
平成30年7月27日	広報紙郵送代	2,132 円		07607
平成30年7月30日	広報紙郵送代	492 円		07608
合 計		251,505 円		

※領収書等の貼付にあたり、貼付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用下さい。

領収書等添付一覧

(平成 30年度)

費 目 名	広報・広聴費			
年 月 日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
平成30年8月10日	一時駐車場代	1,800 円		08601
平成30年8月17日	広報用動画システム使用料	21,816 円		08602
平成30年8月20日	広報紙郵送代	6,497 円		08603
平成30年8月21日	広報紙印刷代	28,728 円		08604
平成30年9月10日	一時駐車場代	1,900 円		09601
平成30年9月18日	広報用動画システム使用料	21,816 円		09602
平成30年9月21日	広報紙印刷代	22,680 円		09603
平成30年10月12日	広報用備品代	5,000 円		10601
平成30年10月18日	一時駐車場代	1,800 円		10602
平成30年11月7日	一時駐車場代	200 円		11601
平成30年11月8日	広報用動画システム使用料	43,200 円		11602
平成30年11月12日	一時駐車場代	2,200 円		11603
平成30年11月13日	広報紙郵送代	10,028 円		11604
平成30年11月15日	広報紙印刷代	108,000 円		11605
平成30年11月19日	広報紙郵送代	9,568 円		11606
平成30年11月23日	一時駐車場代	200 円		11607
平成30年11月26日	事務所案内地図掲載料	3,240 円		11608
平成30年11月30日	広報紙編集代	30,000 円		11609
平成30年12月7日	広報紙郵送代	1,656 円		12601
平成30年12月7日	一時駐車場代	300 円		12602
平成30年12月10日	一時駐車場代	4,600 円		12603
平成30年12月14日	一時駐車場代	300 円		12604
合 計		325,529 円		

※領収書等の貼付にあたり、貼付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用下さい。

領収書等添付一覧

(平成 30年度)

費 目 名	広報・広聴費			
年 月 日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
平成30年12月28日	一時駐車場代	600 円		12605
平成30年12月31日	一時駐車場代	200 円		12606
平成30年12月31日	一時駐車場代	200 円		12607
平成31年1月10日	一時駐車場代	3,100 円		01601
平成31年1月11日	一時駐車場代	100 円		01602
平成31年1月13日	一時駐車場代	200 円		01603
平成31年1月13日	一時駐車場代	300 円		01604
平成31年1月18日	広報用備品代	4,860 円		01605
平成31年1月18日	一時駐車場代	600 円		01606
平成31年1月25日	一時駐車場代	300 円		01607
平成31年2月8日	一時駐車場代	300 円		02601
平成31年2月11日	一時駐車場代	200 円		02602
平成31年2月12日	一時駐車場代	2,300 円		02603
平成31年2月15日	一時駐車場代	400 円		02604
平成31年2月22日	一時駐車場代	300 円		02605
平成31年2月23日	広報紙編集代	15,000 円		02606
平成31年3月1日	一時駐車場代	100 円		03601
平成31年3月8日	一時駐車場代	600 円		03602
平成31年3月9日	広報用備品代	4,300 円		03603
平成31年3月11日	一時駐車場代	4,000 円		03604
平成31年3月14日	広報紙印刷代	48,060 円		03605
平成31年3月15日	一時駐車場代	300 円		03606
合 計		86,320 円		

年間合計

663,354

※領収書等の貼付にあたり、貼付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用下さい。

領収書等貼付用紙

整理番号

04601

費 目 ※該当する費目に✓をつける <table border="0"> <tr> <td>☐ 調査研究費</td> <td>☐ 研修費</td> <td>☐ 会議費</td> </tr> <tr> <td>☐ 資料作成費</td> <td>☐ 資料購入費</td> <td>☒ 広報・広聴費</td> </tr> <tr> <td>☐ 人件費</td> <td>☐ 事務費</td> <td>☐ 事務所費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">☐ 要請・陳情活動費</td> </tr> </table>	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☒ 広報・広聴費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 事務所費	☐ 要請・陳情活動費			支出額 1,440 円 支出年月日 平成 30 年 4 月 5 日 使用者 西 徳 人
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費											
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☒ 広報・広聴費											
☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 事務所費											
☐ 要請・陳情活動費													
支 出 内 容 事務所広報紙送付用郵便切手代													

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領収書

毎度ありがとうございます

明党大限有金議員団 様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 19.5g
@120 12通 ¥1,440

小 計 ¥1,440

郵便物引受合計通数 12通
課税計 ¥1,440
(内消費税等 ¥106)
非課税計 ¥0

合計 ¥1,440
お預り金額 ¥2,000
おつり ¥560

印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 4月 5日 12:16
担当: [REDACTED]
発行No. 180405A2678 端N58箱53
連絡先: 大阪港郵便局
TEL: 06-6571-0563

西のりひと通信



【所在地】 西淀川区市政事務所 (通称) 西淀川第2-14号 (電話) 06 (6572) 3300 (FAX) 06 (6576) 7038
【ホームページ】 <http://www.komei.or.jp/km/osaka-hishi-norihito>

「大都市・税財政制度特別委員会」にて質疑

2月15日(水)に開催されました、「大都市・税財政制度特別委員会」に出席、今回副首都推進局でとりまとめられた「特別区素案」について質問させて頂きました。以下、概略ご報告いたします。

【特別区の財政調整制度】

Q 大阪市が存続する総合区制度は、市長のもとで、総合区長が住民に身近な行政サービスを実施するが、仮に総合区長間で意見の相違があったとしても、公選職である市長により調和のとれた施策が実施される。ところが、大阪市が廃止される特別区制度は、大阪府と特別区だけでなく、更に公選職の特別区長間でも協議・調整を行う必要がある。

特別区素案では、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえ、内容や水準を維持するように努める」と記載されているが、全特別区に公平で十分な税源が配分を要する。

そこで、特別区素案における財政調整制度において、特別区間の配分はどのようなになっているのか伺う。

A 区素案は、現在住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行いつつ、特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう、現行をベースに、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築する。具体的には、普通税三税に地方交付税の市町村算定相当額を加えた額を財政調整財源として分担に応じた財源額を算出、特別区79.2%、大阪府20.8%を配分する。このうち臨時財政対策債を除き、特別区財政調整交付金として各特別区に交付する。その94%は特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、差引不足額を配分する普通交付金。残りは特別交付金とし、災害等の特別の財政需要等に応じて配分するが、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分することとしている。

Q 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その不足額を配分するとのことだが、具体的にどう算定を行うのか。

A 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準じた単位費用及び測定単位を基本に、中核市並みの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した上に、生活保護費等の義務度の高い経費や、大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額を加算し、更に配分可能な額を、単独で行う事業に活用可能な財源として人口按分により加算する。次に、基準財政収入額は、法定普通税などの標準的な収入額の一定割合算定するが、その割合は、法定普通税85%、地方譲与税等100%で、算定した基準財政需要額と基準財政収入額の差引不足額に対して交付する。法定普通税の残り15%は、基準財政需要額に算定する単独で行う事業に活用可能な財源と併せ、各特別区長が政策選択として独自施策等を実施する為の財源に活用する。

Q 特別区長は、配分された財源で敬老パス、こども医療費助成、幼児教育無償化のような地域ニーズにあった施策を、政策判断しながら実施していくことになるが、各特別区長が政策判断で事業を行う余地の比較指標として、素案では「裁量経費」と表記しているが、人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどのように示されているのか確認したい。

A 特別区長が政策選択に活用できる財源余地を比較する指標であり、標準的な行政サービスを行うのに必要な経費として算定された財政調整交付金制度の基準財政需要額を、各特別区の一般財源歳入額から差し引いて算定する。人口一人当たりの裁量経費の平均は40,712円、歳入に占める裁量経費の割合は16.2%となり、特別区ごとの比較結果は、4区のA案・B案が格差1.1倍、6区のC案・D案が格差1.4倍であった。

Q 総合区制度は大阪市が存続することから、大阪市における人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどうか。

A 現行本市裁量経費を、特別区の場合に準じた方法で試算すると、一人当たりの裁量経費が98,947円、歳入に占める割合は30.3%となる。

Q 財政調整財源は、役割分担に応じ、各々必要な財源額を算出し、特別区へ79.2%、大阪府へ20.8%を配分とあるが、事務分担上、特別区と大阪府の割合が8対2になるにも関わらず、裁量の範囲は総合区制度と比べ、特別区は約半分になることが分かった。そこで、地域課題で大きな財源が必要となった場合、総合区制度では本市が存続することから、一定規模の裁量経費を有している為、市長が市全体の予算の配分調整により財源を捻出することも可能と思う。しかし、特別区は、義務的経費の割合が大きく、裁量経費の幅は小さくなり、財源の捻出は難しいと考えるがどのような対応が考えられるのか。

A 今回の制度設計では、財政調整制度により特別区に必要な財源が配分され、現行の住民サービスが適切に実施できることをお示ししている。

地域課題で大きな財源が必要となれば、各特別区の自主財源及び財政調整制度等により配分される範囲内で、施策の選択と集中により財源を捻出し、新たな歳入確保に取り組むが、それでも必要な財源が不足する場合であれば、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議していく。

Q 特別区全体として配分された限られた財源の中で、特別区間で協議を行い、財源を取り合うことになるのではなく、公選職の特別区長では、施策の方向性が一致するとは限らないし、特別区間の協議が整わないことは十分想定されるが、協議が整わなかったらどうなるのか。

A 協議を尽くすことが前提であるが、協議が整わない場合、大阪府・特別区協議会(仮称)に設置される第三者機関において審議され、提示された調停案を尊重して、協議会において再協議をすることになる。地方自治法の規定により、特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合においては、知事はあらかじめ都府県協議会の意見を聴かなければならないと義務付けられており、調停案に基づいて合意に至れば、知事によって条例が提案される。

意見 地方譲与税不交付団体である東京よりもはるかに少ない財源の中、特別区間で限られたパイの奪い合いの様相を呈することが想定され、実際に協議が整うのか甚だ疑問である。大阪市が存続する総合区制度では、市長が総合区長・局長などの意見を聞き、大阪市全体の予算を勘案しながら調整を図り、必要な財源を捻出することが可能であり、協議が整わないことはなく、事業が遅れるという心配もない。広域行政の一元化によって、広域の司令塔が一つになるといつ、基礎自治体である複数の公選職の区長のもと、住民意見の反映と各特別区の独自性が展開されればされるほど、一つの船に船長と何人もの船頭がいるかのようで、協議を前提とする財源配分のあり方も含め、行政効率の低下による財政上のバイハインドを背負いながら、不足する財源の奪い合いが日常化した、自律した自治体運営とは言い難い、不完全な自治組織を作ろうとしているように見える。大阪市存続を前提としつつ、更に行政効率のアップと都市内分権の両輪を進めていく総合区導入こそが望ましい都市構造改革であると申し上げ、私からの質問を終了しました。

「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出

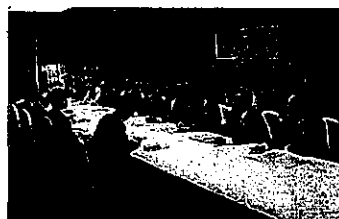


公募による「区長」が誕生して以来、「ニア・イズバター」の考えのもと、予算権限と、「シティ・マネージャー」としての市長・副市長に次ぐ権限を持つなど、大幅な権限移譲と拡大が図られ、すでに 6 年が経過しました。

現在、わが会派として、更に地方自治・住民自治をすすめて、市政運営の効率化を図るべく、「総合区制度」の実現に向けて、「大都市制度協議会」、「大阪市会大都市税財政制度特別委員会」などでその優位性を論じ、制度導入を主張しております。

現在の 24 区行政区制度の中で、「区政会議」等、区民と区長と意見交流等が活発化し、区民の皆さんの関心も高まりつつ、「港区政」という、区民に密接に関係する行政機構に対しても、本市予算編成に関わって、要望事項として要請していく必要があるとの認識に立ち、本年も筋原港区長に対して、1 月 10 日（水）、下記要望主旨に基づき、「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出させて頂き、今後の区政に反映するよう要望いたしましたのでご報告いたします。

吉村大阪市長との意見交換会に出席



1 月 15 日（月）、「平成 30 年度大阪市予算編成」に向けた、「公明党大阪市議員団」としての吉村大阪市長との意見交換会に出席いたしました。

市長から国民健康保険料・介護保険料の改定、重度障がい者に対する食事療養費負担助成の再構築、住吉市民病院の廃止に伴う再編計画、大都市制度に関する補正予算、職員の給与改定等について説明がありました。

「公明党大阪市議員団」からは、公園への保育所設置、いじめ対策、住吉市民病院の廃止に伴うレスパイト入院の対応、待機児童対策、万博誘致に係る気運醸成、Wi-Fi 環境の整備、就学援助・奨学金の拡充等、多岐にわたる内容について、市長に対して求めました。

今後、2・3 月予算市会において、「公明党大阪市議員団」として、針に基づいて、質疑を通じて市民サービス向上等公約実現に向けて頑張ります。

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が開催

2 月 17 日（土）、市内ホテルにて開催されました、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」（主催：政府拉致問題対策本部・大阪府・大阪市）に出席させて頂きました。

拉致被害者ご家族のお訴えとして、初めて間近でお話を聞かせて頂き、その悲痛の訴えと、国家の主権として被害者を救出できず、悪戯に時ばかりが過ぎていくことに対する苛立ち、そして何よりも不甲斐ない政治に対する怒りの声を聴き、同じ日本人として同苦する気持ちと解決するための実行ができていないことに対し申し訳ない気持ちで一杯になりました。



今の自分に何ができるか、問い続ける前に、まず行動あるのみと決め、先日拉致被害者の会の方から直接要望を承った、大阪での拉致問題解決のための推進議員連盟の立ち上げに全力を挙げて参りたいと思います。

万博誘致へ、経産大臣と懇談

2 月 22 日（水）、大阪市内に万博を誘致する活動を行っており、大阪市会における超党派の「大阪市会 2025 万国博覧会誘致推進議員連盟」としまして、大変お忙しい中、世耕弘成経済産業大臣に大臣室にて面会、懇談して頂きました。

平成 30 年 2 月 9 日に発足の経過及び今後の活動方針、大阪市内における誘致機運の現状について報告するとともに、経済産業所管にかかる各部門における国民の我が国への万国博覧会誘致の機運を醸成する施策等について更に強力に実施するよう所管大臣である経済産業大臣あて要望するとともに意見交換を行いました。

経済産業大臣からは、要望趣旨について理解を示して頂き、大阪への 2025 万国博覧会誘致実現に向けて引き続き努力するとの回答を頂きました。

大阪市への万博誘致には社会全体での機運の高まりが欠かせません。大阪、関西の活性化を図るべく団結して盛り上げていきたいと思ひます。



「大阪市会教育こども委員会実地調査」を実施

3 月 5 日（月）雨模様とあいにくの天気でしたが、午後から「大阪市会教育こども委員会」といたしまして、平成 30 年度予算審議の参考に資するための実地調査を実施いたしました。

西区から此花区へ機能移転した、「大阪市立こども文化センター」、この 1 月に開園したばかりの平野区にある幼保連携型認定こども園「喜連幼稚園」、一昨年南部地域の児童保護施設を備えた「南部こども相談センター」を駆け足となりましたが各施設を訪問いたしました。

それぞれの役割や機能など、つぶさに状況を聞かせて頂き、大変参考になりました。



市民相談のご案内

市民の皆さまからのご相談に、誠意をもって精力的に取り組んでおります。

日時：毎週 月曜・水曜・金曜日 午前 9 時 30 分～午後 12 時
※お待たせすることのないよう、事前にお電話にてご予約をいただいております。ご協力をよろしくお願い致します。

場所：西のりひと市政事務所 大阪市港区磯路 2-14-6

※最寄りの大阪市営バス停留所「港区役所前」下車すぐ

連絡先：電話（06-6572-8900）

FAX（06-6576-7038）

領収書等貼付用紙

整理番号

04602

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 5,200 円
	支出年月日 平成 30 年 4 月 10 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 街頭における議会活動報告のための駐車場料金	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円
	按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年4月10日のご利用代金明細表

2018年3月25日 発行

お名前	西 徳人 様
お支払い日	2018年4月10日 (火)
お支払い合計額	47,201円
カード	dカード GOLD
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2017年9月22日

金融機関	近畿大阪銀行
支店	九条支店
科目	普通
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳人 様	ご利用分									(dカード GOLD)

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	支払い総額		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 18/02/19	タイムズ大阪港駅前第2	400	1	1	400					
# 18/02/21	リパーク朝潮橋駅前	100	1	1	100					
# 18/02/23	タイムズ波除2丁目	400	1	1	400					
# 18/02/24	タイムズ弁天4丁目	200	1	1	200					
# 18/02/26	タイムズ大阪港駅前第2	600	1	1	600					
# 18/02/28	リパーク朝潮橋駅前	100	1	1	100					
# 18/03/02	タイムズ波除2丁目	200	1	1	200					
# 18/03/04	タイムズ弁天4丁目	400	1	1	400					
# 18/03/07	リパーク朝潮橋駅前	100	1	1	100					
# 18/03/07	タイムズ八幡屋公園	400	1	1	400					
# 18/03/09	タイムズ波除2丁目	200	1	1	200					
# 18/03/10	タイムズ弁天4丁目	600	1	1	600					
# 18/03/11	タイムズ弁天4丁目	600	1	1	600					
# 18/03/12	タイムズ大阪港駅前	400	1	1	400					
# 18/03/14	リパーク朝潮橋駅前	100	1	1	100					
# 18/03/14	タイムズ八幡屋公園	400	1	1	400					
西 徳入 様 ご利用分 (dカード)										
<お支払い金額総合計>										
					47,201					

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(4) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

RESONA



店番 口座番号

108

西 徳 人 様

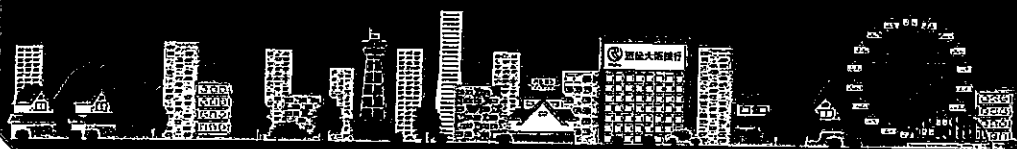
近畿大阪銀行

総合口座通帳



RESONA

近畿大阪銀行



普通預金(兼お借入明細)

5

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引 残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表します。)
1				
2	30-04-10 振替	*47,201	Dカー	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

5

04603

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 21,816 円
	支出年月日 平成 30 年 4 月 16 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 市政報告用動画配信システム一式	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 振込手数料 432円を含む

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます お取引内容をお知らせいたします お持ち帰りください		
取引銀行	取 引 金 額	
0010 0134		
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
13405	30-04-16	17:14
お取引内容	お取引金額(円)	手 数 料
振込	¥21,384	¥432
お取引後の残高(円)		お つ り

IC認証

お振込明細またはご案内 04月17日付電信

お受取人
 ヲウチヨ
 ヨンヨンナチ
 普通
 ワーロク様
 登録番号 0004
 ニシノリヒトセイシムシヨ タイヒョウ様

電話番号 06-6572-8900
 取扱番号 600008

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

請 求 書

〒552-0003
大阪市港区磯路2丁目14番6号

西 徳 人 様

請求日
請求書番号

2018年4月10日
201804-08

ワーログ合同会社

〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパークASTEM棟8F

担当: 
電話: 075-606-6198 

下記のとおりご請求申し上げます。

今回ご請求額				
¥19,800	¥1,584			¥21,384

日付	商品名	数量	単価	金額
04/10	市政報告用動画配信システム一式	1	¥19,800	¥19,800
	(平成30年03月分)			
	消費税			¥1,584
	小計			¥21,384

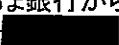
<< ご連絡事項 >>

上記の通り御請求致します。
下記お振込先へ4月20日までに振込みの程よろしくお願いいたします。

<< お振込先 >>

ゆうちょ銀行 四四八(ヨンヨンハチ)支店 普通  ワーログ(ド

(ゆうちょ銀行からのお振込の場合)

14440- ワーログ(ド

検索

西 徳人 ホーム 作成

9

2

友達のリアクション



次の動画

こんばんは！兵庫交流
前、ローレルスクエア...

伊藤 剛

再生187回



4:48

こんばんは！今週33カ所
目となるスポットは、...

伊藤 剛

再生186回



4:23

こんばんは！今週33回目
となる最終スポットは...

伊藤 剛

再生193回



3:13

上田 俊英さんのフェイス
バーサリー動画

上田 俊英



西 徳人

いいね！ コメントする シェアする

チャット (66)

コメントする...

0:57

04604

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 15,120 円
	支出年月日 平成 30 年 4 月 23 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 事務所広報紙印刷コピー代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 広報紙（発行部数500部・両面刷り）＝カラーコピー部数1,000部

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

郵便はがき

料金後納郵便

重要

552-0003 大阪府大阪市港区
磯路2丁目14-6
公明党 大阪市会議員団 御中



お客様番号: [REDACTED]

ご請求書 (お引落のお知らせ)

Canon

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

■請求に関するお問合せ先
261-8544 千葉県千葉市美浜区
中瀬1丁目7-2
幕張事業所22F
キヤノンマーケティングジャパン株式会社
契約情報センター
Tel.: 0120-658-901

〈開封方法〉



水に濡れているときは乾燥させてから開封してください。

004728#

●ご案内は内側にあります。裏面の開封方法をご覧ください。

ご請求書 (お引落のお知らせ)

公明党 大阪市会議員団 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2018年 3月16日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

お客様番号: [REDACTED]
請求書No.: 48481940
締日: 2018年 3月分
ご請求額 (税込): ¥20,171-

お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日: 2018年 4月23日

お引落口座: りそな銀行

市岡支店

**** *

契約書No. [REDACTED] 設置先名 西徳人市政事務所

製品名 IR-ADV3330F シリアルNo. [REDACTED]

請求期間 2018/02/15~2018/03/15 伝票No. KE000069755473

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	2,766	2,758	0	8	8	14.00	112
2 モノコピープリント	14	13	0	1	1	7.00	7
3 カラープリント	28,578	27,416	23	1,139	1,139	14.00	15,946
4 ブラック	64,104	62,785	13	1,306	1,306	2.00	2,612
品名 カウンター保守料金							
1 カラーコピー			1	~	8	14.00	112
2 モノコピープリント			1	~	1	7.00	7
3 カラープリント			1	~	1,139	14.00	15,946
4 ブラック			1	~	1,306	2.00	2,612

<各種サービス料金合計>

料金合計 (税抜)

18,677

消費税等合計 (8.00%)

1,494

ご請求額合計

20,171



店番 口座番号

134



西徳人市政事務所 代表 西徳人 様

りそな銀行

普通預金通帳



RESONA



西のりひと通信



【発行所】西大阪市役所 〔〒〕 555-0822-14-0 〔TEL〕 06 (6372) 3900 〔FAX〕 06 (6376) 7038
【ホームページ】 <http://www.komer.or.jp/km/osaka-nishi-norihito>

「大都市・税財政制度特別委員会」にて質疑

2月15日(水)に開催されました、「大都市・税財政制度特別委員会」に出席、今回副首都推進局でとりまとめられた「特別区素案」について質問させて頂きました。以下、概略ご報告いたします。

【特別区の財政調整制度】

Q 大阪市が存続する総合区制度は、市長のもとで、総合区長が住民に身近な行政サービスを実施するが、仮に総合区長間で意見の相違があったとしても、公選職である市長により調和のとれた施策が実施される。ところが、大阪市が廃止される特別区制度は、大阪府と特別区だけでなく、更に公選職の特別区長間でも協議・調整を行う必要がある。

特別区素案では、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえ、内容や水準を維持するように努める」と記載されているが、全特別区に公平で十分な税源が配分を要する。

そこで、特別区素案における財政調整制度において、特別区間の配分はどのようなになっているのか伺う。

A 素案は、現在住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行いつつ、特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう、現行をベースに、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築する。具体的には、普通税三税に地方交付税の市町村算定分相当額を加えた額を財政調整財源として分担に応じた財源額を算出、特別区 79.2%、大阪府 20.8%を配分する。このうち臨時財政対策債を除き、特別区財政調整交付金として各特別区に交付する。その94%は特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、差引不足額を配分する普通交付金。残りは特別交付金とし、災害等の特別の財政需要等に応じて配分するが、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分することとしている。

Q 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その不足額を配分するとのことだが、具体的にどう算定を行うのか。

A 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準じた単位費用及び測定単位を基本に、中核市並みの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した上に、生活保護費等の義務度の高い経費や、大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額を加算し、更に配分可能な額を、単独で行う事業に活用可能な財源として人口按分により加算する。次に、基準財政収入額は、法定普通税などの標準的な収入額の一定割合算定するが、その割合は、法定普通税 85%、地方譲与税等 100%で、算定した基準財政需要額と基準財政収入額の差引不足額に対して交付する。法定普通税の残り 15%は、基準財政需要額に算定する単独で行う事業に活用可能な財源と併せ、各特別区長が政策選択として独自施策等を実施する為の財源に活用する。

Q 特別区長は、配分された財源で敬老パス、こども医療費助成、幼児教育無償化のような地域ニーズにあった施策を、政策判断しながら実施していくことになるが、各特別区長が政策判断で事業を行う余地の比較指標として、素案では「裁量経費」と表記しているが、人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどのように示されているのか確認したい。

A 特別区長が政策選択に活用できる財源余地を比較する指標であり、標準的な行政サービスを行うのに必要な経費として算定された財政調整交付金制度の基準財政需要額を、各特別区の一般財源歳入額から差し引いて算定する。人口一人当たりの裁量経費の平均は 40,712 円、歳入に占める裁量経費の割合は 16.1%となり、特別区ごとの比較結果は、4区のA案・B案が格差 1.1 倍、6区のC案・D案が格差 1.4 倍であった。

Q 総合区制度は大阪市が存続することから、大阪市における人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどうか。

A 現行本市裁量経費を、特別区の場合に準じた方法で試算すると、一人当たりの裁量経費が 98,947 円、歳入に占める割合は 30.3%となる。

Q 財政調整財源は、役割分担に応じ、各々必要な財源額を算出し、特別区へ 79.2%、大阪府へ 20.8%を配分とあるが、事務分担上、特別区と大阪府の割合が8対2になるにも関わらず、裁量の範囲は総合区制度と比べ、特別区は約半分になることが分かった。そこで、地域課題で大きな財源が必要となった場合、総合区制度では本市が存続することから、一定規模の裁量経費を有している為、市長が市全体の予算の配分調整により財源を捻出することも可能と思う。しかし、特別区は、義務的経費の割合が大きく、裁量経費の幅は小さくなり、財源の捻出は難しいと考えるがどのような対応が考えられるのか。

A 今回の制度設計では、財政調整制度により特別区に必要な財源が配分され、現行の住民サービスが適切に実施できることを示している。

地域課題で大きな財源が必要となれば、各特別区の自主財源及び財政調整制度等により配分される範囲内で、施策の選択と集中により財源を捻出し、新たな歳入確保に取り組むが、それでも必要な財源が不足する場合であれば、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議していく。

Q 特別区全体として配分された限られた財源の中で、特別区間で協議を行い、財源を取り合うことになるのでは、公選職の特別区長では、施策の方向性が一致するとは限らないし、特別区間の協議が整わないことは十分想定されるが、協議が整わなかったらどうなるのか。

A 協議を尽くすことが前提であるが、協議が整わない場合、大阪府・特別区協議会(仮称)に設置される第三者機関において審議され、提示された調停案を尊重して、協議会において再協議をすることになる。地方自治法の規定により、特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合においては、知事はあらかじめ都府県協議会の意見を聴かなければならないと義務付けられており、調停案に基づいて合意に至れば、知事によって条例が提案される。

意見 地方譲与税不交付団体である東京よりもはるかに少ない財源の中、特別区間で限られたパイの奪い合いの様相を呈することが想定され、実際に協議が整うのか甚だ疑問である。大阪市が存続する総合区制度では、市長が総合区長・局長などの意見を聞き、大阪市全体の予算を勘案しながら調整を図り、必要な財源を捻出することが可能であり、協議が整わないことはなく、事業が遅れるという心配もない。広域行政の一元化によって、広域の司令塔が一つになるといつ、基礎自治体である複数の公選職の区長のもと、住民意見の反映と各特別区の独自性が展開されればされるほど、一つの船に船長と何人もの船頭がいるかのようで、協議を前提とする財源配分のあり方も含め、行政効率の低下による財政上のピンハインを背負いながら、不足する財源の奪い合いが日常化した、自律した自治体運営とは言い難い、不完全な自治組織を作ろうとしているように見える。大阪市存続を前提としつつ、更に行政効率のアップと都市内分権の両輪を進めていく総合区導入こそが望ましい都市構造改革であると申し上げ、私からの質問を終了しました。



「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出



公募による「区長」が誕生して以来、「ニア・イズバター」の考え方のもと、予算権限と、「シティ・マネージャー」としての市長・副市長に次ぐ権限を持つなど、大幅な権限移譲と拡大が図られ、すでに 6 年が経過しました。

現在、わが会派として、更に地方自治・住民自治をすすめつつ、市政運営の効率化を図るべく、「総合区制度」の実現に向けて、「大都市制度協議会」、「大阪府会大都市税財政制度特別委員会」などでその優位性を論じ、制度導入を主張しております。

現在の 24 区行政区制度の中で、「区政会議」等、区民と区長と意見交流等が活発化し、区民の皆さんの関心も高まりつつ、「港区政」という、区民に密接に関係する行政機構に対しても、本市予算編成に関わって、要望事項として要請していく必要があるとの認識に立ち、本年も筋原港区長に対しまして、1 月 10 日（水）、下記要望主旨に基づき、「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出させて頂き、今後の区政に反映するよう要望いたしましたのでご報告いたします。

吉村大阪市長との意見交換会に出席



1 月 15 日（月）、「平成 30 年度大阪市予算編成」に向けた、「公明党大阪市議員団」としての吉村大阪市長との意見交換会に出席いたしました。

市長から国民健康保険料・介護保険料の改定、重度障がい者に対する食事療養費負担助成の再構築、住吉市民病院の廃止に伴う再編計画、大都市制度に関する補正予算、職員の給与改定等について説明がありました。

「公明党大阪市議員団」からは、公園への保育所設置、いじめ対策、住吉市民病院の廃止に伴うレスパイト入院の対応、待機児童対策、万博誘致に係る気運醸成、Wi-Fi 環境の整備、就学援助・奨学金の拡充等、多岐にわたる内容について、市長に対して求めました。

今後、2・3 月予算市会において、「公明党大阪市議員団」としての方針に基づいて、質疑を通じて市民サービス向上等公約実現に向けて頑張ります。

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が開催

2 月 17 日（土）、市内ホテルにて開催されました、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」（主催：政府拉致問題対策本部・大阪府・大阪市）に出席させて頂きました。

拉致被害者ご家族のお訴えとして、初めて間近でお話を聞かせて頂き、その悲痛の訴えと、国家の主権として被害者を救出できず、悪戯に時ばかりが過ぎていくことに対する苛立ち、そして何よりも不甲斐ない政治に対する怒りの声を聴き、同じ日本人として同苦する気持ちと解決するための実行ができていないことに対し申し訳ない気持ちで一杯になりました。



今の自分に何ができるか、問い続ける前に、まず行動あるのみと決め、先日拉致被害者の会の方から直接要望を承った、大阪での拉致問題解決のための推進議員連盟の立ち上げに全力を挙げて参りたいと思います。

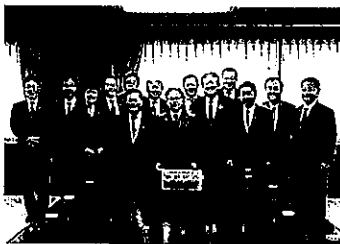
万博誘致へ、経産大臣と懇談

2 月 22 日（水）、大阪市内に万博を誘致する活動を行っております、大阪府会における超党派の「大阪府会 2025 万国博覧会誘致推進議員連盟」としまして、大変お忙しい中、世耕弘成経済産業大臣に大臣室にて面会、懇談して頂きました。

平成 30 年 2 月 9 日に発足の経過及び今後の活動方針、大阪市内における誘致機運の現状について報告するとともに、経済産業所管にかかる各部門における国民の我が国への万国博覧会誘致の機運を醸成する施策等について更に強力に実施するよう所管大臣である経済産業大臣あて要望するとともに意見交換を行いました。

経済産業大臣からは、要望趣旨について理解を示して頂き、大阪への 2025 万国博覧会誘致実現に向けて引き続き努力するとの回答を頂きました。

大阪市への万博誘致には社会全体での機運の高まりが欠かせません。大阪、関西の活性化を図るべく団結して盛り上げていきたいと思っております。



「大阪府会教育子ども委員会実地調査」を実施

3 月 5 日（月）雨模様とあいにくの天気でしたが、午後から「大阪府会教育子ども委員会」といたしまして、平成 30 年度予算審議の参考に資するための実地調査を実施いたしました。

西区から此花区へ機能移転した、「大阪府立子ども文化センター」、この 1 月に開園したばかりの平野区にある幼保連携型認定こども園「喜連幼稚園」、一昨年南部地域の児童保護施設を備えた「南部こども相談センター」を駆け足となりましたが各施設を訪問いたしました。

それぞれの役割や機能など、つぶさに状況を聞かせて頂き、大変参考になりました。



市民相談のご案内

市民の皆さまからのご相談に、誠意をもって精力的に取り組んでおります。

日時：毎週 月曜・水曜・金曜日 午前 9 時 30 分～午後 12 時
※お待たせすることのないよう、事前にお電話にてご予約をいただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

場所：西のりひと市政事務所 大阪市港区磯路 2-14-6

※最寄りの大阪市営バス停留所「港区役所前」下車すぐ

連絡先：電話（06-6572-8900）

FAX（06-6576-7038）

領収書等貼付用紙

整理番号

05601

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 2,800 円 支出年月日 平成 30 年 5 月 10 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 街頭における議会活動報告のための駐車場料金	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年5月10日のご利用代金明細表

2018年4月25日 発行

お名前	西 徳 人 様	金融機関	近畿大阪銀行
お支払い日	2018年5月10日 (木)	支店	九条支店
お支払い合計額	38,292円	科目	普通
カード番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX GOLD	口座番号	XXXXXXXXXXXX
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2017年9月22日	お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません	

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)	(内手数料)	備考	
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日
西 徳 人 様 ご利用分 (dカードGOLD)									
#	18/03/17	タイムズ南市岡3丁目	200	1	1	200			
#	18/03/19	タイムズ大阪港駅前第2	400	1	1	400			
#	18/03/23	タイムズ波除2丁目	200	1	1	200			
#	18/03/25	タイムズ弁天4丁目	200	1	1	200			
#	18/03/26	タイムズ大阪港駅前	100	1	1	100			

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	お支払い総額		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 18/03/30	タイムズ波除2丁目	400	1	1	400					

# 18/04/02	タイムズ大阪港駅前第2	400	1	1	400				
# 18/04/04	リパーク朝潮橋駅前	100	1	1	100				
# 18/04/04	タイムズ八幡屋公園	400	1	1	400				
# 18/04/09	タイムズ大阪港駅前第2	400	1	1	400				

西 徳入 様 ご利用分 (dカード)

<お支払い金額総合計>

38,292

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長(4) 第01421号

お問い合わせ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問い合わせ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

5

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 (円) (「-」の表示がある場合は、お借入残高を表します。)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	30-05-10 振替	*38,292	Dカード	
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

05602

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 3,240 円 支出年月日 平成 30 年 5 月 17 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 事務所案内地図掲載料	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

170910320714

170910320714

領 収 書

公明党大阪市議会議員 殿

¥3,240-

(半期分)(内消費税 240円)

但し 掲載料 (金額訂正無効)

上記の通り正に領収致しました

平成 30 年 5 月 17 日


<http://dokonet.jp>
どこねっと®

商工案内地図

株式会社 JKKグループ

東京都新宿区新宿5丁目10番20号

TEL (03) 3357-8569

営業所一覧

札幌・仙台・横浜・静岡・名古屋

大阪・金沢・岡山・広島・九州

お問合せは

■大阪営業所

大阪府大阪市中央区南船場2-10-21

TEL:06-6245-0574 FAX:06-6245-9370

当社の社員は身分証明書・看板を持参してお伺い致しております。
 当社は業界最大手と自負し、案内板・どこねっとを通して各地域の発展に全力を傾注致しております。

注

お支払いの際は社名・住所の確認を!!
 係印なきもの金額訂正及び本領収書以外は無効です。

係 印



☆看板紛失の場合は御一報下されば調査の上、新調致します。

☆万一書違い等がありましたらご連絡下さい。

☆切換は自動更新とし、最終切換期間は一年、二期とします。

領収書等貼付用紙

整理番号

05603

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 21,816 円
	支出年月日 平成 30 年 5 月 17 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 市政報告用動画配信システム一式	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 振込手数料 432円を含む

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0134	
取扱店	お取引日	時刻
13403	30-05-17	16:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥21,384	¥432
お取引後の残高(円)	おつり	

IC認証

お振込明細またはご案内 05月18日付電信

お受取人	コウチヨ
お受取人	ヨシヨシキ
お受取人	普通
お受取人	ワロク(ト)様
お受取人	登録番号 0004
お受取人	ニシノリヒトセイシムシヨ タイヒョウ様

 電話番号 06-6572-8900
 取扱番号 600003

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

 印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

請 求 書

〒552-0003
大阪市港区磯路2丁目14番6号

請求日 2018年5月12日
請求書番号 201805-08

西 徳 人 様

ワーログ合同会社
〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパークASTEM棟8F

担当: [REDACTED]
電話: 075-606-6198

下記のとおりご請求申し上げます。

今回ご請求額				
¥19,800	¥1,584			¥21,384

日付	商品名	数量	単価	金額
05/12	市政報告用動画配信システム一式	1	¥19,800	¥19,800
	(平成30年04月分)			
	消費税			¥1,584
	小計			¥21,384

＜＜ご連絡事項＞＞
上記の通り御請求致します。
下記お振込先へ5月20日までにお振込みの程よろしくお願いいたします。

＜＜お振込先＞＞
ゆうちょ銀行 四四八(ヨンヨンハチ)支店 普通 [REDACTED] ワーログ(ド
(ゆうちょ銀行からのお振込の場合)
14440-[REDACTED] ワーログ(ド

05604

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 2,952 円 支出年月日 平成 30 年 5 月 18 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 事務所広報紙送付用郵便切手代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

領収書

毎度ありがとうございます

公明党大阪府支部様

[販売]

82円普通切手 36枚 ¥2,952

小 計 ¥2,952

 課税計 ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥2,952

合 計 ¥2,952

お預り金額 ¥10,000

おつり ¥7,048

印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済


 〒100-8798 日本郵便株式会社
 東京都千代田区霞が関1-3-2
 取扱日時：2018年 5月18日 10:47
 担当：[redacted]
 発行No. 180518J3767 端N41箱04
 連絡先：大阪府役所内郵便局
 TEL: 06-6229-0510

西のりひと通信



【発行所】 西府人市政会事務局 (住 所) 港区西3-14-6 (電 話) 06 (6372) 8900 (FAX) 06 (6376) 7085
【ホームページ】 <http://www.komei.or.jp/km/osaka-hishi-norihito>

「大都市・税財政制度特別委員会」にて質疑

2月15日(水)に開催されました、「大都市・税財政制度特別委員会」に出席、今回副首都推進局でとりまとめられた「特別区案」について質問させて頂きました。以下、概略ご報告いたします。

【特別区の財政調整制度】

Q 大阪市が存続する総合区制度は、市長のもとで、総合区長が住民に身近な行政サービスを実施するが、仮に総合区長間で意見の相違があったとしても、公選職である市長により調和のとれた施策が実施される。ところが、大阪市が廃止される特別区制度は、大阪府と特別区だけでなく、更に公選職の特別区長間でも協議・調整を行う必要がある。

特別区案では、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえ、内容や水準を維持するように努める」と記載されているが、全特別区に公平で十分な税源が配分を要する。

そこで、特別区案における財政調整制度において、特別区間の配分はどのようなになっているのか伺う。

A 特別区案は、現住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行い、特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう、現行をベースに、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築する。具体的には、普通税三税に地方交付税の市町村算定分相当額を加えた額を財政調整財源として分担に応じた財源額を算出、特別区79.2%、大阪府20.8%を配分する。このうち臨時財政対策債を除き、特別区財政調整交付金として各特別区に交付する。その94%は特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、差引不足額を配分する普通交付金。残りは特別交付金とし、災害等の特別の財政需要等に応じて配分するが、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分することとしている。

Q 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その不足額を配分するとのことだが、具体的にどう算定を行うのか。

A 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準じた単位費用及び測定単位を基本に、中核市並みの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した上に、生活保護費等の義務度の高い経費や、大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額を加算し、更に配分可能な額を、単独で行う事業に活用可能な財源として人口按分により加算する。次に、基準財政収入額は、法定普通税などの標準的な収入額の一定割合算定するが、その割合は、法定普通税85%、地方譲与税等100%で、算定した基準財政需要額と基準財政収入額の差引不足額に対して交付する。法定普通税の残り15%は、基準財政需要額に算定する単独で行う事業に活用可能な財源と併せ、各特別区長が政策選択として独自施策等を実施する為の財源に活用する。

Q 特別区長は、配分された財源で敬老パス、こども医療費助成、幼児教育無償化のような地域ニーズにあった施策を、政策判断しながら実施していくことになるが、各特別区長が政策判断で事業を行う余地の比較指標として、素案では「裁量経費」と表記しているが、人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどのように示されているのか確認したい。

A 特別区長が政策選択に活用できる財源余地を比較する指標であり、標準的な行政サービスを行うのに必要な経費として算定された財政調整交付金制度の基準財政需要額を、各特別区の一般財源歳入額から差し引いて算定する。人口一人当たりの裁量経費の平均は40,712円、歳入に占める裁量経費の割合は16.1%となり、特別区ごとの比較結果は、4区のA案・B案が格差1.1倍、6区のC案・D案が格差1.4倍であった。

Q 総合区制度は大阪市が存続することから、大阪市における人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどうか。

A 現行本市裁量経費を、特別区の場合に準じた方法で試算すると、一人当たりの裁量経費が98,947円、歳入に占める割合は30.3%となる。

Q 財政調整財源は、役割分担に応じ、各々必要な財源額を算出し、特別区へ79.2%、大阪府へ20.8%を配分とあるが、事務分担上、特別区と大阪府の割合が8対2になるにも関わらず、裁量の範囲は総合区制度と比べ、特別区は約半分になることが分かった。そこで、地域課題で大きな財源が必要となった場合、総合区制度では本市が存続することから、一定規模の裁量経費を有しているが、市長が市全体の予算の配分調整により財源を捻出することも可能と思う。しかし、特別区は、義務的経費の割合が大きく、裁量経費の幅は小さくなり、財源の捻出は難しいと考えるがどのような対応が考えられるのか。

A 今回の制度設計では、財政調整制度により特別区に必要な財源が配分され、現行の住民サービスが適切に実施できることをお示ししている。

地域課題で大きな財源が必要となれば、各特別区の自主財源及び財政調整制度等により配分される範囲内で、施策の選択と集中により財源を捻出し、新たな歳入確保に取り組むが、それでも必要な財源が不足する場合であれば、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議していく。

Q 特別区全体として配分された限られた財源の中で、特別区間で協議を行い、財源を取り合うことになるのではなく、公選職の特別区長では、施策の方向性が一致するとは限らないし、特別区間の協議が整わないことは十分想定されるが、協議が整わなかったらどうなるのか。

A 協議を尽くすことが前提であるが、協議が整わない場合、大阪府・特別区協議会(仮称)に設置される第三者機関において審議され、提示された調停案を尊重して、協議会において再協議をすることになる。地方自治法の規定により、特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合においては、知事はあらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないと義務付けられており、調停案に基づいて合意に至れば、知事によって条例が提案される。

意見 地方譲与税不交付団体である東京よりもはるかに少ない財源の中、特別区間で限られたパイの奪い合いの様相を呈することが想定され、実際に協議が整うのか甚だ疑問である。大阪市が存続する総合区制度では、市長が総合区長・局長などの意見を聞き、大阪市全体の予算を勘案しながら調整を図り、必要な財源を捻出することが可能であり、協議が整わないことはなく、事業が遅れるという心配もない。広域行政の一元化によって、広域の司令塔が一つになるといつ、基礎自治体である複数の公選職の区長のもと、住民意見の反映と各特別区の独自性が展開されればされるほど、一つの船に船長と何人もの船頭がいるかのようで、協議を前提とする財源配分のあり方も含め、行政効率の低下による財政上のバイインドを背負いながら、不足する財源の奪い合いが日常化した、自律した自治体運営とは言い難い、不完全な自治組織を作ろうとしているように見える。大阪市存続を前提としつつ、更に行政効率のアップと都市内分権の両輪を進めていく総合区導入こそが望ましい都市構造改革であると申し上げ、私からの質問を終了しました。

「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出



公勢による「区長」が誕生して以来、「ニア・イズベター」の考えのもと、予算権限と、「シティ・マネージャー」としての市長・副市長に次ぐ権限を持つなど、大幅な権限移譲と拡大が図られ、すでに 6 年が経過しました。

現在、わが会派として、更に地方自治・住民自治をすすめつつ、市政運営の効率化を図るべく、「総合区制度」の実現に向けて、「大都市制度協議会」、「大阪市区市税財政制度特別委員会」などでその優位性を論じ、制度導入を主張しております。

現在の 24 区行政区制度の中で、「区政会議」等、区民と区長と意見交流等が活発化し、区民の皆さんの関心も高まりつつ、「港区政」という、区民に密接に関係する行政機構に対しても、本市予算編成に関わって、要望事項として要請していく必要があるとの認識に立ち、本年も筋原港区長に対しまして、1 月 10 日（水）、下記要望主旨に基づき、「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出させて頂き、今後の区政に反映するよう要望いたしましたのでご報告いたします。

吉村大阪市長との意見交換会に出席



1 月 15 日（月）、「平成 30 年度大阪市予算編成」に向けた、「公明党大阪市会議員団」としての吉村大阪市長との意見交換会に出席いたしました。

市長から国民健康保険料・介護保険料の改定、重度障がい者に対する食事療養費負担助成の再構築、住吉市民病院の廃止に伴う再編計画、大都市制度に関する補正予算、職員の給与改定等について説明がありました。

「公明党大阪市会議員団」からは、公園への保育所設置、いじめ対策、住吉市民病院の廃止に伴うレスパイト入院の対応、待機児童対策、万博誘致に係る気運醸成、Wi-Fi 環境の整備、就学援助・奨学費の拡充等、多岐にわたる内容について、市長に対して求めました。

今後、2・3 月予算市会において、「公明党大阪市会議員団」として方針に基づいて、質疑を通じて市民サービス向上等公約実現に向けて頑張ります。

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が開催

2 月 17 日（土）、市内ホテルにて開催されました、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」（主催：政府拉致問題対策本部・大阪府・大阪市）に出席させて頂きました。

拉致被害者ご家族のお訴えとして、初めて間近でお話を聞かせて頂き、その悲痛の訴えと、国家の主権として被害者を救出できず、悪戯に時ばかりが過ぎていくことに対する苛立ち、そして何よりも不甲斐ない政治に対する怒りの声を聴き、同じ日本人として同苦する気持ちと解決するための実行ができていないことに対し申し訳ない気持ちで一杯になりました。



今の自分に何ができるか、問い続ける前に、まず行動あるのみと決め、先日拉致被害者の会の方から直接要望を承った、大阪での拉致問題解決のための推進議員連盟の立ち上げに全力を挙げて参りたいと思います。

万博誘致へ、経産大臣と懇談

2 月 22 日（水）、大阪市に万博を誘致する活動を行っており、大阪市区会における超党派の「大阪市区 2025 万国博覧会誘致推進議員連盟」としまして、大変お忙しい中、世耕弘成経済産業大臣に大臣室にて面会、懇談して頂きました。

平成 30 年 2 月 9 日に発足の経過及び今後の活動方針、大阪市区における誘致機運の現状について報告するとともに、経済産業所管にかかる各部門における国民の我が国への万国博覧会誘致の機運を醸成する施策等について更に強力に実施するよう所管大臣である経済産業大臣あて要望するとともに意見交換を行いました。

経済産業大臣からは、要望趣旨について理解を示して頂き、大阪への 2025 万国博覧会誘致実現に向けて引き続き努力するとの回答を頂きました。

大阪市区への万博誘致には社会全体での機運の高まりが欠かせません。大阪、関西の活性化を図るべく団結して盛り上げていきたいと思っております。

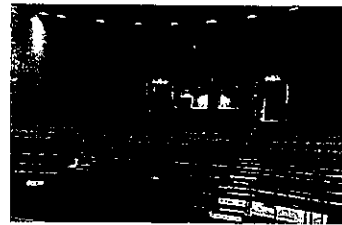


「大阪市区教育こども委員会実地調査」を実施

3 月 5 日（月）雨模様とあいにくの天気でしたが、午後から「大阪市区教育こども委員会」といたしまして、平成 30 年度予算審議の参考に資するための実地調査を実施いたしました。

西区から此花区へ機能移転した、「大阪市区立こども文化センター」、この 1 月に開園したばかりの平野区にある幼保連携型認定こども園「喜連幼稚園」、一昨年南部地域の児童保護施設を備えた「南部こども相談センター」を駆け足となりましたが各施設を訪問いたしました。

それぞれの役割や機能など、つぶさに状況を聞かせて頂き、大変参考になりました。



市民相談のご案内

市民の皆さまからのご相談に、誠意をもって精力的に取り組んでおります。

日時：毎週 月曜・水曜・金曜日 午前 9 時 30 分～午後 12 時
※お待たせすることのないよう、事前にお電話にてご予約をいただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

場所：西のりひと市政事務所 大阪市港区磯路 2-14-6

※最寄りの大阪市区営バス停留所「港区役所前」下車すぐ

連絡先：電話（06-6572-8900）

FAX（06-6576-7038）

05605

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 14,965 円
	支出年月日 平成 30 年 5 月 21 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 事務所広報紙送付用郵便切手代	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

西のりひと通信



【発行所】 近畿大学政経学部 〔〒 所〕 港区北橋2-14-8 〔TEL 所〕 06 (6372) 3900 〔FAX 所〕 06 (6373) 7033
【ホームページ】 <http://www.komei.or.jp/km/osaka-hishi-horihito>

「大都市・税財政制度特別委員会」にて質疑

2月15日(水)に開催されました、「大都市・税財政制度特別委員会」に出席、今回副首都推進局でとりまとめられた「特別区素案」について質問させて頂きました。以下、概略ご報告いたします。

【特別区の財政調整制度】

Q 大阪市が存続する総合区制度は、市長のもとで、総合区長が住民に身近な行政サービスを実施するが、仮に総合区長間で意見の相違があったとしても、公選職である市長により調和のとれた施策が実施される。ところが、大阪市が廃止される特別区制度は、大阪府と特別区だけでなく、更に公選職の特別区長間でも協議・調整を行う必要がある。

特別区素案では、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえ、内容や水準を維持するように努める」と記載されているが、全特別区に公平で十分な税源が配分を要する。

そこで、特別区素案における財政調整制度において、特別区間の配分はどのようなになっているのか伺う。

A 〇素案は、現在住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行いつつ、特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう、現行をベースに、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築する。具体的には、普通税三税に地方交付税の市町村算定分相当額を加えた額を財政調整財源として分担に応じた財源額を算出、特別区79.2%、大阪府20.8%を配分する。このうち臨時財政対策債を除き、特別区財政調整交付金として各特別区に交付する。その94%は特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、差引不足額を配分する普通交付金。残りは特別交付金とし、災害等の特別の財政需要等に応じて配分するが、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分することとしている。

Q 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その不足額を配分することだが、具体的にどう算定を行うのか。

A 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準じた単位費用及び測定単位を基本に、中核市並みの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した上に、生活保護費等の義務度の高い経費や、大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額を加算し、更に配分可能な額を、単独で行う事業に活用可能な財源として人口按分により加算する。次に、基準財政収入額は、法定普通税などの標準的な収入額の一定割合算定するが、その割合は、法定普通税85%、地方譲与税等100%で、算定した基準財政需要額と基準財政収入額の差引不足額に対して交付する。法定普通税の残り15%は、基準財政需要額に算定する単独で行う事業に活用可能な財源と併せ、各特別区長が政策選択として独自施策等を実施する為の財源に活用する。

Q 特別区長は、配分された財源で敬老パス、こども医療費助成、幼児教育無償化のような地域ニーズにあった施策を、政策判断しながら実施していくことになるが、各特別区長が政策判断で事業を行う余地の比較指標として、素案では「裁量経費」と表記しているが、人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどのように示されているのか確認したい。

A 特別区長が政策選択に活用できる財源余地を比較する指標であり、標準的な行政サービスを行うのに必要な経費として算定された財政調整交付金制度の基準財政需要額を、各特別区の一般財源歳入額から差し引いて算定する。人口一人当たりの裁量経費の平均は40,712円、歳入に占める裁量経費の割合は16.2%となり、特別区ごとの比較結果は、4区のA案・B案が格差1.1倍、6区のC案・D案が格差1.4倍であった。

Q 総合区制度は大阪市が存続することから、大阪市における人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどうか。

A 現行本市裁量経費を、特別区の場合に準じた方法で試算すると、一人当たりの裁量経費が98,947円、歳入に占める割合は30.3%となる。

Q 財政調整財源は、役割分担に応じ、各々必要な財源額を算出し、特別区へ79.2%、大阪府へ20.8%を配分とあるが、事務分担上、特別区と大阪府の割合が8対2になるにも関わらず、裁量の範囲は総合区制度と比べ、特別区は約半分になることが分かった。そこで、地域課題で大きな財源が必要となった場合、総合区制度では本市が存続することから、一定規模の裁量経費を有している為、市長が市全体の予算の配分調整により財源を捻出することも可能と思う。しかし、特別区は、義務的経費の割合が大きく、裁量経費の幅は小さくなり、財源の捻出は難しいと考えるがどのような対応が考えられるのか。

A 今回の制度設計では、財政調整制度により特別区に必要な財源が配分され、現行の住民サービスが適切に実施できることをお示ししている。

地域課題で大きな財源が必要となれば、各特別区の自主財源及び財政調整制度等により配分される範囲内で、施策の選択と集中により財源を捻出し、新たな歳入確保に取り組むが、それでも必要な財源が不足する場合であれば、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議していく。

Q 特別区全体として配分された限られた財源の中で、特別区間で協議を行い、財源を取り合うことになるのではなく、公選職の特別区長では、施策の方向性が一致するとは限らないし、特別区間の協議が整わないことは十分想定されるが、協議が整わなかったらどうなるのか。

A 協議を尽くすことが前提であるが、協議が整わない場合、大阪府・特別区協議会(仮称)に設置される第三者機関において審議され、提示された調停案を尊重して、協議会において再協議をすることになる。地方自治法の規定により、特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合においては、知事はあらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないと義務付けられており、調停案に基づいて合意に至れば、知事によって条例が提案される。

意見 地方譲与税不交付団体である東京よりもはるかに少ない財源の中、特別区間で限られたパイの奪い合いの様相を呈することが想定され、実際に協議が整うのか甚だ疑問である。大阪市が存続する総合区制度では、市長が総合区長・局長などの意見を聞き、大阪市全体の予算を勘案しながら調整を図り、必要な財源を捻出することが可能であり、協議が整わないことはなく、事業が遅れるという心配もない。広域行政の一元化によって、広域の司令塔が一つになるといつ、基礎自治体である複数の公選職の区長のもと、住民意見の反映と各特別区の独自性が展開されればされるほど、一つの船に船長と何人もの船頭がいるかのようで、協議を前提とする財源配分のあり方も含め、行政効率の低下による財政上のピンハインを背負いながら、不足する財源の奪い合いが日常化した。自律した自治体運営とは言い難い、不完全な自治組織を作ろうとしているように見える。大阪市存続を前提としつつ、更に行政効率のアップと都市内分権の両輪を進めていく総合区導入こそが望ましい都市構造改革であると申し上げ、私からの質問を終了しました。

「平成 30 年度大阪市予算編成に係る政要望書」を提出



公募による「区長」が誕生して以来、「ニア・イズバター」の考え方のもと、予算権限と、「シティ・マネージャー」としての市長・副市長に次ぐ権限を持つなど、大幅な権限移譲と拡大が図られ、すでに 6 年が経過しました。

現在、わが会派として、更に地方自治・住民自治をすすめつつ、市政運営の効率化を図るべく、「総合区制度」の実現に向けて、「大都市制度協議会」、「大阪市会大都市税財政制度特別委員会」などでその優位性を論じ、制度導入を主張しております。

現在の 24 区行政区制度の中で、「区政会議」等、区民と区長と意見交流等が活発化し、区民の皆さんの関心も高まりつつ、「港区政」という、区民に密接に関係する行政機構に対しても、本市予算編成に関わって、要望事項として要請していく必要があるとの認識に立ち、本年も筋原港区長に対しまして、1 月 10 日（水）、下記要望主旨に基づき、「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出させて頂き、今後の区政に反映するよう要望いたしましたのでご報告いたします。

吉村大阪市長との意見交換会に出席



1 月 15 日（月）、「平成 30 年度大阪市予算編成」に向けた、「公明党大阪市議員団」としての吉村大阪市長との意見交換会に出席いたしました。

市長から国民健康保険料・介護保険料の改定、重度障がい者に対する食事療養費負担助成の再構築、住吉市民病院の廃止に伴う再編計画、大都市制度に関する補正予算、職員の給与改定等について説明がありました。

「公明党大阪市議員団」からは、公園への保育所設置、いじめ対策、住吉市民病院の廃止に伴うレスパイト入院の対応、待機児童対策、万博誘致に係る気運醸成、Wi-Fi 環境の整備、就学援助・奨学金の拡充等、多岐にわたる内容について、市長に対して求めました。

今後、2・3 月予算市会において、「公明党大阪市議員団」として、鋭意、質疑を通じて市民サービス向上等公約実現に向けて頑張ります。

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が開催

2 月 17 日（土）、市内ホテルにて開催されました、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」（主催：政府拉致問題対策本部・大阪府・大阪市）に出席させて頂きました。

拉致被害者ご家族のお訴えとして、初めて間近でお話を聞かせて頂き、その悲痛の訴えと、国家の主権として被害者を救出できず、悪戯に時ばかりが過ぎていくことに対する苛立ち、そして何よりも不甲斐ない政治に対する怒りの声を聴き、同じ日本人として同苦する気持ちと解決するための実行ができていないことに対し申し訳ない気持ちで一杯になりました。



今の自分に何ができるか、問い続ける前に、まず行動あるのみと決め、先日拉致被害者の会の方から直接要望を承った、大阪での拉致問題解決のための推進議員連盟の立ち上げに全力を挙げて参りたいと思います。

万博誘致へ、経産大臣と懇談

2 月 22 日（水）、大阪市内に万博を誘致する活動を行っております、大阪市会における超党派の「大阪市会 2025 万国博覧会誘致推進議員連盟」としまして、大変お忙しい中、世耕弘成経済産業大臣に大臣室にて面会、懇談して頂きました。

平成 30 年 2 月 9 日に発足の経過及び今後の活動方針、大阪市内における誘致機運の現状について報告するとともに、経済産業所管にかかる各部門における国民の我が国への万国博覧会誘致の機運を醸成する施策等について更に強力に実施するよう所管大臣である経済産業大臣あて要望するとともに意見交換を行いました。

経済産業大臣からは、要望趣旨について理解を示して頂き、大阪への 2025 万国博覧会誘致実現に向けて引き続き努力するとの回答を頂きました。

大阪市への万博誘致には社会全体での機運の高まりが欠かせません。大阪、関西の活性化を図るべく団結して盛り上げていきたいと思っております。



「大阪市会教育子ども委員会実地調査」を実施

3 月 5 日（月）雨模様とあいにくの天気でしたが、午後から「大阪市会教育子ども委員会」といたしまして、平成 30 年度予算審議の参考に資するための実地調査を実施いたしました。

西区から此花区へ機能移転した、「大阪市立子ども文化センター」、この 1 月に開園したばかりの平野区にある幼保連携型認定こども園「喜連幼稚園」、一昨年南部地域の児童保護施設を備えた「南部こども相談センター」を駆け足となりましたが各施設を訪問いたしました。

それぞれの役割や機能など、つぶさに状況を聞かせて頂き、大変参考になりました。



市民相談のご案内

市民の皆さまからのご相談に、誠意をもって精力的に取り組んでおります。

日時：毎週 月曜・水曜・金曜日 午前 9 時 30 分～午後 12 時
※お待たせすることのないよう、事前にお電話にてご予約をいただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

場所：西のりひと市政事務所 大阪市港区磯路 2-14-6

※最寄りの大阪市営バス停留所「港区役所前」下車すぐ

連絡先：電話 (06-6572-8900)

FAX (06-6576-7038)

0051556 C15

重要



552-0003
大阪府大阪市 港区磯路 2丁目 14-6

西 徳人 市政事務所

様

日本郵便

郵便物の返還先
大阪港郵便局

552-8799
大阪府大阪市港区市岡 1-5-3
3

06-6571-0560



後納料金口座振替通知書兼領収書在中

次「口座振替のお知らせ」 (Information of Current Bill)

西 徳人 市政事務所

様

日本郵便株式会社

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。
料金後納ご利用額につき、2018年05月21日に、下記のとおり口座振替により
お引き落としさせていただきますので、お知らせ致します。
お手数ですが、2018年05月21日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。

【お問合せ先】
大阪港郵便局
電話：06-6571-0560

ご請求番号 (Billing ID) [Redacted]	次回振替額 (Total Amount Due) 14,965 円 (うち消費税相当額) 1,108 円	金融機関 りそな 市岡	発行日 (Date of Issue) 2018年 5月 6日
ご請求の内訳 (Billing Details) 2018/04/01~2018/04/30 料金後納ご利用額 14,965円			

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます (郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払となります)。
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。

領 収 書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

右記、金額を

口座振替により領収致しました。

発行日

ご請求番号
(Billing ID)

ご請求の内訳
(Billing Details)

領収金額 (Amount Paid)
(うち消費税相当額)

円
円

金融機関

日本郵便株式会社

・他店支払いの小切手等でご入金の際は、振替欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ・本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。



店番 口座番号
134

西徳人市政事務所 代表 西徳人 様

りそな銀行

普通預金通帳



RESONA

領収書等貼付用紙

整理番号

05606

費 目 ※該当する費目に✓をつける <table border="0"> <tr> <td>☐ 調査研究費</td> <td>☐ 研修費</td> <td>☐ 会議費</td> </tr> <tr> <td>☐ 資料作成費</td> <td>☐ 資料購入費</td> <td>☒ 広報・広聴費</td> </tr> <tr> <td>☐ 人件費</td> <td>☐ 事務費</td> <td>☐ 事務所費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">☐ 要請・陳情活動費</td> </tr> </table>	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☒ 広報・広聴費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 事務所費	☐ 要請・陳情活動費			支出額 33,264 円 支出年月日 平成 30 年 5 月 21 日 使用者 西 徳 人
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費											
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☒ 広報・広聴費											
☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 事務所費											
☐ 要請・陳情活動費													
支 出 内 容 事務所広報紙印刷コピー代													

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 広報紙(発行部数1,100部・両面刷り)＝カラーコピー部数2,200部

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

料金後納郵便

重要

552-0003 大阪府大阪市港区
 磯路2丁目14-6
 公明党 大阪市会議員団 御中



お客様番号

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

■請求に関するお問合せ先
 261-8544 千葉県千葉市美浜区
 中瀬1丁目7-2
 幕張事業所22F
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 契約情報センター
 Tel.: 0120-658-901

004984#

●ご案内は内側にあります。裏面の開封方法をご覧ください。

ご請求書（お引落のお知らせ）

公明党 大阪市会議員団 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
 下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2018年 4月16日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

○
 お客様番号 :
 請求書No. : 48878248
 締日 : 2018年 4月分
 ご請求額（税込） : ¥45,273-

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2018年 5月21日

お引落口座：りそな銀行

市岡支店

契約書No.
 製品名 IR-ADVC3330F 設置先名 西徳人市政事務所 シリアルNo.
 今回値 前回値

請求期間 2018/03/15~2018/04/13 伝票No. KE000070576022

品名	数量	単価	金額
1 カラーコピー	3,106		
2 モノコピープリント	14		
3 カラープリント	31,019		
4 ブラック	66,022		
品名	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	1 ~ 330	14.00	4,620
2 モノコピープリント	1 ~ 0	7.00	0
3 カラープリント	1 ~ 2,393	14.00	33,502
4 ブラック	1 ~ 1,899	2.00	3,798

<各種サービス料金合計>

料金合計（税抜） 41,920
 消費税等合計（8.00%） 3,353
 ご請求額合計 45,273

西のりひと通信



【発行所】 近畿大学政経学部 (住 所) 京区船場2-14-5 【電 話】 06 (6572) 3900 【FAX】 06 (6576) 7038
【ホームページ】 <http://www.komei.or.jp/km/osaka-nishi-norihito>

「大都市・税財政制度特別委員会」にて質疑

2月15日(水)に開催されました、「大都市・税財政制度特別委員会」に出席、今回副首都推進局でとりまとめられた「特別区素案」について質問させて頂きました。以下、概略ご報告いたします。

【特別区の財政調整制度】

Q 大阪市が存続する総合区制度は、市長のもとで、総合区長が住民に身近な行政サービスを実施するが、仮に総合区長間で意見の相違があったとしても、公選職である市長により調和のとれた施策が実施される。ところが、大阪市が廃止される特別区制度は、大阪府と特別区だけでなく、更に公選職の特別区長間でも協議・調整を行う必要がある。

特別区素案では、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえ、内容や水準を維持するように努める」と記載されているが、全特別区に公平で十分な税源が配分を要する。

そこで、特別区素案における財政調整制度において、特別区間の配分はどのようなになっているのか伺う。

A 区素案は、現在住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行いつつ、特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう、現行をベースに、大阪の実情に応じた財政調整制度を構築する。具体的には、普通税三税に地方交付税の市町村算定分相当額を加えた額を財政調整財源として分担に応じた財源額を算出、特別区79.2%、大阪府20.8%を配分する。このうち臨時財政対策債を除き、特別区財政調整交付金として各特別区に交付する。その94%は特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、差引不足額を配分する普通交付金。残りは特別交付金とし、災害等の特別の財政需要等に応じて配分するが、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分することとしている。

Q 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その不足額を配分することだが、具体的にどう算定を行うのか。

A 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準じた単位費用及び測定単位を基本に、中核市並みの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定した上に、生活保護費等の義務度の高い経費や、大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額を加算し、更に配分可能な額を、単独で行う事業に活用可能な財源として人口按分により加算する。次に、基準財政収入額は、法定普通税などの標準的な収入額の一定割合算定するが、その割合は、法定普通税85%、地方譲与税等100%で、算定した基準財政需要額と基準財政収入額の差引不足額に対して交付する。法定普通税の残り15%は、基準財政需要額に算定する単独で行う事業に活用可能な財源と併せ、各特別区長が政策選択として独自施策等を実施する為の財源に活用する。

Q 特別区長は、配分された財源で敬老パス、こども医療費助成、幼児教育無償化のような地域ニーズにあった施策を、政策判断しながら実施していくことになるが、各特別区長が政策判断で事業を行う余地の比較指標として、素案では「裁量経費」と表記しているが、人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどのように示されているのか確認したい。

A 特別区長が政策選択に活用できる財源余地を比較する指標であり、標準的な行政サービスを行うのに必要な経費として算定された財政調整交付金制度の基準財政需要額を、各特別区間の一般財源歳入額から差し引いて算定する。人口一人当たりの裁量経費の平均は40,712円、歳入に占める裁量経費の割合は16.2%となり、特別区ごとの比較結果は、4区のA案・B案が格差1.1倍、6区のC案・D案が格差1.4倍であった。

Q 総合区制度は大阪市が存続することから、大阪市における人口一人当たりの裁量経費、歳入に占める裁量経費の割合はどうか。

A 現行本市裁量経費を、特別区の場合に準じた方法で試算すると、一人当たりの裁量経費が98,947円、歳入に占める割合は30.3%となる。

Q 財政調整財源は、役割分担に応じ、各々必要な財源額を算出し、特別区へ79.2%、大阪府へ20.8%を配分とあるが、事務分担上、特別区と大阪府の割合が8対2になるにも関わらず、裁量の範囲は総合区制度と比べ、特別区は約半分になることが分かった。そこで、地域課題で大きな財源が必要となった場合、総合区制度では本市が存続することから、一定規模の裁量経費を有している為、市長が市全体の予算の配分調整により財源を捻出することも可能と思う。しかし、特別区は、義務的経費の割合が大きく、裁量経費の幅は小さくなり、財源の捻出は難しいと考えるがどのような対応が考えられるのか。

A 今回の制度設計では、財政調整制度により特別区に必要な財源が配分され、現行の住民サービスが適切に実施できることをお示ししている。

地域課題で大きな財源が必要となれば、各特別区の自主財源及び財政調整制度等により配分される範囲内で、施策の選択と集中により財源を捻出し、新たな歳入確保に取り組むが、それでも必要な財源が不足する場合であれば、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議していく。

Q 特別区全体として配分された限られた財源の中で、特別区間で協議を行い、財源を取り合うことになるのではなく、公選職の特別区長では、施策の方向性が一致するとは限らないし、特別区間の協議が整わないことは十分想定されるが、協議が整わなかったらどうなるのか。

A 協議を尽くすことが前提であるが、協議が整わない場合、大阪府・特別区協議会(仮称)に設置される第三者機関において審議され、提示された調停案を尊重して、協議会において再協議をすることになる。地方自治法の規定により、特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合においては、知事はあらかじめ都府県協議会の意見を聴かなければならないと義務付けられており、調停案に基づいて合意に至れば、知事によって条例が提案される。

意見 地方譲与税不交付団体である東京よりもはるかに少ない財源の中、特別区間で限られたパイの奪い合いの様相を呈することが想定され、実際に協議が整うのか甚だ疑問である。大阪市が存続する総合区制度では、市長が総合区長・局長などの意見を聞き、大阪市全体の予算を勘案しながら調整を図り、必要な財源を捻出することが可能であり、協議が整わないことはなく、事業が遅れるという心配もない。広域行政の一元化によって、広域の司令塔が一つになるといつ、基礎自治体である複数の公選職の区長のもと、住民意見の反映と各特別区の独自性が展開されればされるほど、一つの船に船長と何人もの船頭がいるかのようで、協議を前提とする財源配分のあり方も含め、行政効率の低下による財政上のバイナンドを背負いながら、不足する財源の奪い合いが日常化した、自律した自治体運営とは言い難い。不完全な自治組織を作ろうとしているように見える。大阪市存続を前提としつつ、更に行政効率のアップと都市内分権の両輪を進めていく総合区導入こそが望ましい都市構造改革であると申し上げ、私からの質問を終了しました。

「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出



公募による「区長」が誕生して以来、「ニア・イズベター」の考え方のもと、予算権限と、「シティ・マネージャー」としての市長・副市長に次ぐ権限を持つなど、大幅な権限移譲と拡大が図られ、すでに 6 年が経過しました。

現在、わが会派として、更に地方自治・住民自治をすすめつつ、市政運営の効率化を図るべく、「総合区制度」の実現に向けて、「大都市制度協議会」、「大阪府会大都市税財政制度特別委員会」などでその優位性を論じ、制度導入を主張しております。

現在の 24 区行政区制度の中で、「区政会議」等、区民と区長と意見交流等が活発化し、区民の皆さんの関心も高まりつつ、「港区政」という、区民に密接に関係する行政機構に対しても、本市予算編成に関わって、要望事項として要請していく必要があるとの認識に立ち、本年も筋原港区長に対しまして、1 月 10 日（水）、下記要望主旨に基づき、「平成 30 年度大阪市予算編成に係る区政要望書」を提出させて頂き、今後の区政に反映するよう要望いたしましたのでご報告いたします。

〇〇付大阪市長との意見交換会に出席



1 月 15 日（月）、「平成 30 年度大阪市予算編成」に向けた、「公明党大阪市議員団」としての吉村大阪市長との意見交換会に出席いたしました。

市長から国民健康保険料・介護保険料の改定、重度障がい者に対する食事療養費負担助成の再構築、住吉市民病院の廃止に伴う再編計画、大都市制度に関する補正予算、職員の給与改定等について説明がありました。

「公明党大阪市議員団」からは、公園への保育所設置、いじめ対策、住吉市民病院の廃止に伴うレスパイト入院の対応、待機児童対策、万博誘致に係る気運醸成、Wi-Fi 環境の整備、就学援助・奨学費の拡充等、多岐にわたる内容について、市長に対して求めました。

今後、2・3 月予算市会において、「公明党大阪市議員団」としての方針に基づいて、質疑を通じて市民サービス向上等公約実現に向けて〇〇張って参ります。

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が開催

2 月 17 日（土）、市内ホテルにて開催されました、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」（主催：政府拉致問題対策本部・大阪府・大阪市）に出席させて頂きました。

拉致被害者ご家族のお訴えとして、初めて間近でお話を聞かせて頂き、その悲痛の訴えと、国家の主権として被害者を救出できず、悪戯に時ばかりが過ぎていくことに対する苛立ち、そして何よりも不甲斐ない政治に対する怒りの声を聴き、同じ日本人として同苦する気持ちと解決するための実行ができていないことに対し申し訳ない気持ちで一杯になりました。



今の自分に何ができるか、問い続ける前に、まず行動あるのみと決め、先日拉致被害者の会の方から直接要望を承った、大阪での拉致問題解決のための推進議員連盟の立ち上げに全力を挙げて参りたいと思います。

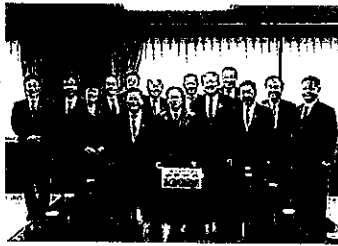
万博誘致へ、経済産業大臣と懇談

2 月 22 日（水）、大阪市内に万博を誘致する活動を行っております、大阪府会における超党派の「大阪府会 2025 万国博覧会誘致推進議員連盟」としまして、大変お忙しい中、世耕弘成経済産業大臣に大臣室にて面会、懇談して頂きました。

平成 30 年 2 月 9 日に発足の経過及び今後の活動方針、大阪市内における誘致機運の現状について報告するとともに、経済産業所管にかかる各部門における国民の我が国への万国博覧会誘致の機運を醸成する施策等について更に強力に実施するよう所管大臣である経済産業大臣あて要望するとともに意見交換を行いました。

経済産業大臣からは、要望趣旨について理解を示して頂き、大阪への 2025 万国博覧会誘致実現に向けて引き続き努力するとの回答を頂きました。

大阪市への万博誘致には社会全体での機運の高まりが欠かせません。大阪、関西の活性化を図るべく団結して盛り上げていきたいと思っております。



「大阪府会教育子ども委員会実地調査」を実施

3 月 5 日（月）雨模様とあいにくの天気でしたが、午後から「大阪府会教育子ども委員会」といたしまして、平成 30 年度予算審議の参考に資するための実地調査を実施いたしました。

西区から此花区へ機能移転した、「大阪府立こども文化センター」、この 1 月に開園したばかりの平野区にある幼保連携型認定こども園「喜連幼稚園」、一昨年南部地域の児童保護施設を備えた「南部こども相談センター」を駆け足となりましたが各施設を訪問いたしました。

それぞれの役割や機能など、つぶさに状況を聞かせて頂き、大変参考になりました。



市民相談のご案内

市民の皆さまからのご相談に、誠意をもって精力的に取り組んでおります。

日時：毎週 月曜・水曜・金曜日 午前 9 時 30 分～午後 12 時
※お待たせすることのないよう、事前にお電話にてご予約をいただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

場所：西のりひと市政事務所 大阪市港区磯路 2-14-6

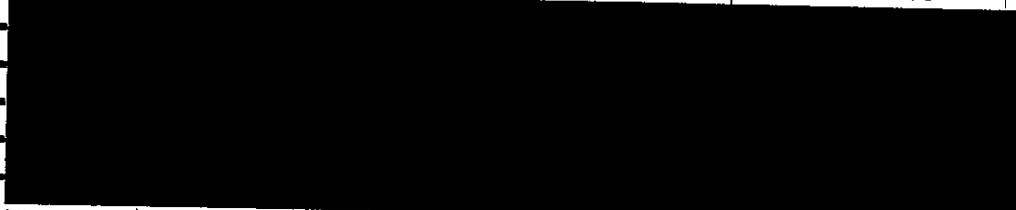
※最寄りの大阪市営バス停留所「港区役所前」下車すぐ

連絡先：電話（06-6572-8900）

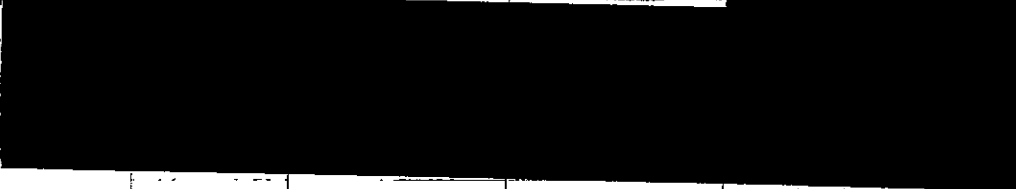
FAX（06-6576-7038）

8

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
-------	-----	-----------	-----------	---------



7	8050521 振替	*45,273	キャノン M J	
---	------------	---------	----------	--



13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

- 〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
- ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
- ・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

06601

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 1,200 円
	支出年月日 平成 30 年 6 月 11 日
	使用者 西 徳 人
支 出 内 容 街頭における議会活動報告のための駐車場料金	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

2018年6月11日のご利用代金明細表

2018年5月25日 発行

お名前	西 徳人 様	金融機関	近畿大阪銀行
お支払い日	2018年6月11日 (月)	支店	九条支店
お支払い合計額	33,959円	科目	普通
	■■■■■ dカード GOLD	口座番号	■■■■■
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2017年9月22日	お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません	

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
西 徳 人 様	ご利用分									(dカードGOLD)

■■■■■								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

#	18/04/27	タイムズ波除2丁目	400	1	1	400		
---	----------	-----------	-----	---	---	-----	--	--

■■■■■								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	お支払い総額	(内手数料)	備考
						現地通貨額	略称 換算レート	換算日
#	18/05/03	タイムズ弁天4丁目	200	1	1	200		
#	18/05/09	リパーク朝潮橋駅前	200	1	1	200		
#	18/05/14	タイムズ大阪港駅前第2	400	1	1	400		
西 徳人 様 ご利用分 XXXXXXXXXX (dカード)								
<お支払い金額総合計>						33,959		

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

普通預金(兼お借入明細)

5

年-月-日	摘 要	お 支 払 金 額 (円)	お 預 り 金 額 (円)	差引残高 ([-]の表示がある場合は、お借入残高を表します。)(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	30-06-11 振替	*33,959	0	カード
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しがで
きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

5

領収書等貼付用紙

整理番号

06602

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 21,816 円 支出年月日 平成 30 年 6 月 18 日 使用者 西 徳 人
支 出 内 容 市政報告用動画配信システム一式	

① 按分率を使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を使用しない場合	充当の考え方 振込手数料 432円を含む

領収書等添付欄

※領収書は、1枚のみ貼り付けること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0134	
取扱店	お取引日	時刻
13408	30-06-18	16:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥21,384	¥432
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内 06月19日付電信

お受取人	ユウチヨ
	ヨシヨシ人チ
	普通
	ワ-ロク<ト>様
ご依頼人	登録番号 0004
	ニシノリヒトセイシムジヨ タイセイヨウ様

電話番号 06-6572-8900
取扱番号 500004

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

印紙税申告納
付につき東
* * * * *
税務署承認済

請 求 書

〒552-0003
大阪市港区磯路2丁目14番6号

請求日
請求書番号

2018年6月12日
201806-08

西 徳 人 様

ワーログ合同会社

〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパークASTEM棟8F

担当: [REDACTED]
電話: 075-606-6198

会 社

下記のとおりご請求申し上げます。

今回ご請求額				
¥19,800	¥1,584			¥21,384

日付	商品名	数量	単価	金額
06/12	市政報告用動画配信システム一式	1	¥19,800	¥19,800
	(平成30年05月分)			
	消費税			¥1,584
	小計			¥21,384

<< ご連絡事項 >>

上記の通り御請求致します。
下記お振込先へ6月20日までに振込みの程よろしくお願いいたします。

<< お振込先 >>

ゆうちょ銀行 四四八(ヨンヨンハチ)支店 普通 [REDACTED] ワーログ(ド

(ゆうちょ銀行からのお振込の場合)

14440-[REDACTED] ワーログ(ド